

## むつ市議会第258回定例会会議録 第5号

議事日程 第5号

令和5年12月11日（月曜日）午前10時開議

◎諸般の報告

【一般質問】

第1 一般質問（市政一般に対する質問）

- (1) 7番 住 吉 年 広 議員
- (2) 1番 高 橋 征 志 議員
- (3) 2番 杉 浦 弘 樹 議員
- (4) 14番 中 村 正 志 議員

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（22人）

1番	高橋征志	2番	杉浦弘樹
3番	佐藤武	4番	工藤祥子
5番	濱田栄子	6番	櫻田秀夫
7番	住吉年広	8番	白井二郎
9番	富岡直哉	10番	村中浩明
11番	野中貴健	12番	佐藤広政
13番	東健而	14番	中村正志
15番	井田茂樹	16番	浅利竹二郎
17番	岡崎健吾	18番	佐々木隆徳
19番	佐賀英生	20番	大瀧次男
21番	佐々木肇	22番	富岡幸夫

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市長	山本知也	副市長	川西伸二
教育長	阿部謙一	公営企業 管理業者	村田尚
代監査委員	齊藤秀人	選挙管理 委員会	畑中政勝
農委員 業会長	坂本正一	政統 括策監	吉田真
総務部長	吉田和久	デジタル 行政推進	藤島純
企画政策 部長	角本力	財務部長	松谷勇
民生部長	斉藤洋一	福祉部長	中村智郎
健つく 健康推進 部長	菅原典子	健つく 健康推進 監	畑中美雅
子ども みどら smile kids office こころ にり所 こ長	吉田由佳子	経済部長	立花一雄
都市整備 部長	木下尚一郎	建設技術 部長	小笠原洋一



## ◎開議の宣告

午前10時00分 開議

○議長（富岡幸夫） ただいまから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は22人で定足数に達しております。

## ◎諸般の報告

○議長（富岡幸夫） 本日諸般の報告については、特に申し上げる事項はありません。

○議長（富岡幸夫） 本日の会議は議事日程第5号により議事を進めます。

## ◎日程第1 一般質問

○議長（富岡幸夫） 日程第1 一般質問を行います。

今日は、住吉年広議員、高橋征志議員、杉浦弘樹議員、中村正志議員の一般質問を行います。

## ◎住吉年広議員

○議長（富岡幸夫） まず、住吉年広議員の登壇を求めます。7番住吉年広議員。

（7番 住吉年広議員登壇）

○7番（住吉年広） 皆さん、おはようございます。公明党、公明・自由会派の住吉年広です。むつ市議会第258回定例会に当たり、通告に従いまして4項目8点にわたり一般質問させていただきます。市長並びに理事者各位の皆様には誠意あるご答弁をよろしくお願いいたします。

質問の1項目めは、ごみの減量化とリサイクル

の推進について伺います。平成12年に策定したむつ市一般廃棄物処理基本計画に基づき、廃棄物循環社会の構築を目指し、ごみの減量化やリサイクルの推進に取り組まれています。

本市のごみ処理行政は、近年の人口減少と少子高齢化の進行、全国、青森県の平均値より、市民の1人当たりの排出量、ごみの不法投棄の散見及びごみの処理経費の増加という課題に直面しています。令和6年度で、現在使用しているごみ処理施設アックス・グリーンが廃止され、新しいごみ処理施設の建設工事が進められる中で、今後計画の見直しが必要になると考えます。

また、むつ市の生活ごみの排出量は、令和3年度の実績で1,091グラムとなっています。市では、家庭から排出される生ごみの減量化を図るため、段ボールコンポストの出前講座やモニターも随時募集するなど、減量効果について普及促進を図っています。

全国的に生ごみ資源化方法として、ごみの分別による堆肥化なども行われていますが、規模の大きな自治体では対応が難しいとの声もあります。

今回は、家庭から出るごみを減らすために、本市の取組状況と課題について伺います。

1、一般廃棄物の過去5年間の排出量と種類別内訳の推移について。

2、リユース、リデュース、リサイクル活動の取組状況と成果について。

3、生ごみの減量対策の取組について伺います。

質問の2項目め、ごみステーションの看板について伺います。地域町内会長から、ごみの管理について相談がありました。看板の文字が消えてしまい、ごみの出す日に違うごみを出されて困っているとの話を伺いました。その後、市に要望させていただきました。市内を巡回していると、ごみステーションの看板の文字が薄くなり、認識

できない看板が多くなってきました。ごみステーションの看板は、市民がごみを出す曜日や分別方法を把握するために必要不可欠なものです。看板劣化が進むと、市民はごみ出しの曜日を間違えやすくなり、ごみの収集が滞るおそれがあります。

以上のことを踏まえて、お伺いします。

1、看板の設置数と管理状況について。

2、看板が劣化した場合のこれまでの対応についてお伺いします。

質問の3項目めは、こども誰でも通園制度（仮称）についてお伺いします。こども誰でも通園制度とは、親が働いていなくても、時間単位で保育園を利用できる新たな通園制度です。政府は、育児疲れや孤立感を抱える子育て家庭の支援を強化するとともに、保育所等の定員割れを解消する目的で、令和6年度から本格導入に向け、全国の約150市町村で新たなモデル事業を行うと発表いたしました。当初は、来年度の予定でしたが、今年度の補正予算案に経費を計上し、前倒しで実施できるようにしています。

子供の成長にとって、家庭以外での経験は極めて大切です。子供の不安や悩みを抱え、孤立を感じながら奮闘している保護者も少なくありません。就労の有無にかかわらず利用できる同制度の意義は大きいと考えます。

この制度は、子供の良質な生育環境を整備するという観点からは評価されますが、一方で保育士の負担増や幼稚園の園児減少などの課題も指摘されます。

以上のことを踏まえてお伺いします。

1、本市での実現の可能性について。

2、導入した場合に考えられる課題について。

最後に、質問の4項目め、情報バリアフリー環境整備へのこれまでの取組と方針についてお伺いします。本市は、高等教育や就職先を求める若者の都市部への流出や、少子化による若者の減少が

著しくなっています。また、人口減少に加えて、情報技術の普及やライフスタイルの多様化、これまでの地域社会が果たしてきた助け合い、支え合いの機能が大きく低下しています。今後は、市民、関係機関、行政が役割分担し、連携しながら地域を支え、住み慣れた地域で暮らし続けられる地域共生社会の実現に向けた取組を推進し、「笑顔かがやく 希望のまち むつ」の実現を目指しているのは本市です。

今日は、共生社会の実現に向けてのバリアフリーの視点でお聞きします。バリアフリーのバリアとは、障がいを示す言葉です。障がい者や高齢者など、異なる条件を持つ様々な人々にとって、その行動を拒む4つのバリア障壁が存在すると言われています。

1つ目は、物理的バリアです。公共交通機関、道路、建物などにおいて、移動手段など困難を経験するなどです。

2つ目は、制度的バリアです。社会のルールや制度によって、障がいがあるのに能力以前の段階で平等の機会を奪われていることなどがあります。

3つ目は、文化や情報面のバリアです。情報の扱い方が不十分であるため、必要な情報が平等に得られないことです。

4つ目は、意識上のバリア障壁です。自分と異なる条件を持つ人々に対しての無関心や受け入れようとしなない差別などです。こうしたバリアをどのように取り除き、そしてそれを乗り越えていくのか、取組や考え方も含めてお聞きします。

質問の1点目は、市における情報バリアフリー環境の整備へのこれまでの取組について、方針も含めてお伺いします。

以上、壇上からの質問といたします。

○議長（富岡幸夫） 市長。

（山本知也市長登壇）

○市長（山本知也） おはようございます。住吉議員のご質問にお答えいたします。

まず、循環型社会の推進及び環境衛生対策についてのご質問につきましては、担当部長からの答弁とさせていただきます。

次に、こども子育て支援についてのご質問、こども誰でも通園制度についてお答えいたします。まず、本市での実現の可能性についてであります。本制度は全ての子供たちの育ちを応援するため、全ての自治体で実施することが想定されております。一方で、保育現場に新たな役割と責任が生じることとなりますことから、受皿となる保育現場の意見を聞きながら準備を進めることが重要であると認識しております。

次に、導入した場合に考えられる課題についてであります。実施に当たっては通常の保育に支障が出ない形で進める必要があります。新たな制度に対応できる保育士の確保や、利用する子供のアレルギーなど、情報の共有体制をどう構築していくかなどが課題であると考えております。

現在国では、こども誰でも通園制度に関する検討会において、本格実施を見据えた試行的事業の実施の在り方について議論しており、今月中に実施方針の中間取りまとめを予定しているとのこととあります。今後におきましては、これら国の動向を注視しながら検討を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、健康・福祉政策についてのご質問、情報バリアフリー環境の整備に関するこれまでの取組と今後の方針についてお答えいたします。市では、市民の情報伝達、取得における障壁を取り除くための窓口サービスといたしましては、障がい福祉課に手話通訳員1名を配置しており、必要に応じ、聴覚に障がいのある方の通院時や社会活動の場へ派遣しております。加えて、視覚、聴覚及び身体に障がいのある方の日常生活を支援するため、そ

れぞれの状態に適した情報、意思疎通のための用具の給付を行っております。

また、下北消防本部では、聴覚や発話等に障がいのある方の緊急通報を補助するため、スマートフォンや携帯電話を使ったNet119緊急通報システムによるサービスの提供を行っております。

こうした中、新型コロナウイルス感染症の予防の観点から、新しい生活様式として、マスクの着用が習慣化することによって、音声による伝達や顔の表情が伝わりにくい社会へと変遷しつつあり、このことが健康上、マスクの着用が必要な方にとって新たな障害となっているものと理解しております。特に市の窓口では、個人情報について説明を求められる機会も多く、こうした方に対しては、会話の内容について配慮が必要な局面があり、このことが克服すべき課題の一つであると認識しております。

こうしたことから、市の方針といたしましては、来庁される皆様の個々の状況に配慮した窓口サービスの提供について、情報伝達をしやすい環境整備に向け、検討及び研究する必要があるものと認識しておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（富岡幸夫） 民生部長。

○民生部長（齊藤洋一） 循環型社会の推進についてのご質問、ごみの減量化とリサイクルの推進についてお答えいたします。

まず、一般廃棄物の過去5年間の排出量と種類別内訳につきましては、環境省が公表しております。当市の一般廃棄物処理事業実態調査による排出量は、平成29年度では可燃ごみ1万9,407トン、不燃ごみ935トン、資源ごみ2,064トン、粗大ごみや有害ごみなどを含めたその他ごみ759トン、合計2万3,165トンとなり、1人1日当たりの排出量は1,076グラムとなっております。平成30年度では、可燃ごみ1万9,397トン、不燃ごみ948トン、資源ごみ2,075トン、その他ごみ626トン、合計2

万3,046トンとなり、1人1日当たりの排出量は1,086グラムとなっております。令和元年度では、可燃ごみ1万9,216トン、不燃ごみ914トン、資源ごみ1,841トン、その他ごみ721トン、合計2万2,692トンとなり、1人1日当たりの排出量は1,088グラムとなっております。令和2年度では、可燃ごみ1万8,551トン、不燃ごみ941トン、資源ごみ1,741トン、その他ごみ822トン、合計2万2,055トンとなり、1人1日当たりの排出量は1,076グラムとなっております。令和3年度では、可燃ごみ1万8,512トン、不燃ごみ921トン、資源ごみ1,702トン、その他ごみ834トン、合計2万1,969トンとなり、1人1日当たりの排出量は1,091グラムとなっております。排出量全体は、人口減少の影響もあり減少する傾向にありますが、1人1日当たりの排出量は横ばいとなっております。

次に、リユース、リデュース、リサイクル活動の取組状況と、その成果について及び生ごみの減量対策の取組についてであります。リユースの取組といたしましては、海外で古着として再利用されている衣類の回収を行っております。令和4年度では3.15トン回収しております。

次に、リデュースの取組といたしましては、家庭の生ごみ減量対策として、食材は使い切る、料理は食べ切る、生ごみは水気を切るの3つの切るや、食品ロス削減等について広報紙やイベント等での周知、啓発活動を行っておりますほか、要望があれば家庭で生ごみを堆肥化する段ボールコンポストの出前講座に出向いております。また、段ボールコンポストに使用するピートモス及び薫炭を令和4年度では45名の方に提供し、生ごみの減量に活用していただいております。

次に、リサイクルの取組といたしましては、食用油の廃油回収を行っております。令和4年度は1,400リットル回収し、回収された廃油は、イン

クの材料や家畜の飼料、石けん等に加工されております。その他小型家電を1.12トン、不要になったインクカートリッジを26.2キログラム回収しております。また、町内会で行う資源ごみの集団回収では、令和4年度は1,077トン回収しております。

ごみの減量化は、市民の皆様のご協力が不可欠となります。市といたしましては、これまで以上に循環型社会の推進に向けた取組を理解していただけるよう、引き続き啓発活動を含め、市民の皆様の意識醸成につながる取組を進めてまいりますので、ご理解賜りたいと存じます。

次に、環境衛生対策についてのご質問、ごみステーションの看板についてお答えいたします。まず、看板の設置数と管理状況についてであります。現在設置されているごみステーションの数は1,665か所となっており、その全てに看板が設置されておまして、主に町内会やアパートの管理会社などがごみステーション等の管理を行っております。

また、看板が劣化または破損した場合の対応についてであります。強い日差しや悪天候により経年劣化あるいは破損した場合には、新しい看板や収集する曜日のシールを配布し、町内会等の管理者に設置してもらうほか、町内会等の対応が困難な場合は、担当職員が作業を行っておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（富岡幸夫） 7番。

○7番（住吉年広） ご答弁ありがとうございます。それでは、順次再質問させていただきます。

ごみの減量化とリサイクルについての再質問ですけれども、1点目の一般廃棄物の過去5年間の排出量と種類別内訳の推移について再質問いたします。ただいま答弁いただきましたけれども、年間のごみの排出量は減少していますけれども、人口減少に伴うものと推測されます。しかし、1人

当たりの排出量は、増減に変化が見られません。

それでは、直近の1人1日当たりの排出量は、全国や青森県と比較して、どの位置づけにあるのでしょうか。また、その結果を受け止めて、現在の取組はどのようにしているかお伺いします。

○議長（富岡幸夫） 民生部長。

○民生部長（齊藤洋一） お答えいたします。

令和3年度、1人1日当たりのごみ排出量ですが、全国平均は890グラム、青森県の平均は1,002グラム、そしてむつ市は1,091グラムとなっております。県内40自治体のうち、33番目という順位であります。ここ数年は横ばいの状況が続いてございます。引き続き市民の皆様に分かりやすく実行しやすいごみ減量の取組について、先進自治体なども参考に取組んでまいりますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（富岡幸夫） 7番。

○7番（住吉年広） ありがとうございます。全国、青森県と比較しても、むつ市は高いという現状を受け止めました。何とかこの辺は、目標を達成すべく、しっかり取り組んでいかなければならないというふうに思っております。そのためには、やっぱり市民に分かりやすく、取り組みやすいものでなければ、削減目標の達成は難しいものと思っております。種類別では、燃えるごみが減少傾向にありますので、そこに焦点を当てて取り組むよう、よろしくお願いいたします。

2点目のリユース、リデュース、リサイクルの活動の取組状況の成果についての再質問をいたします。令和元年の答弁で、広報むつに月間排出量を掲載し、ごみの排出の見える化によるごみ減量化、資源及びリサイクルの啓蒙に努め、3R活動は旅館やホテル等の産業関係団体、市民団体、教育団体に周知を図り、市民の皆様と共同で循環型社会の実現と環境に優しいまちづくりの推進に努めていくと述べられています。当然周知も必要で

あると思いますけれども、削減目標を達成するための具体的な行動変容を促す取組が私は必要だと思っています。その上で、食品ロス削減に積極的に取り組んでいる業界のベストプラクティスを紹介したことはあるか伺います。

○議長（富岡幸夫） 民生部長。

○民生部長（齊藤洋一） お答えいたします。

例えば徹底したごみの分別によって、リサイクル率が8割を超えております鹿児島県の大崎町は、ベストプラクティスの事例の一つであると思っておりますけれども、私どもが行っております段ボールコンポストの普及促進も、ごみ減量化に向けた有効な取組の一つであるかもしれません。

今後は、広報紙を利用して、実際に段ボールコンポストを実践した方々の特集を組むなど、市が実施しておりますごみ減量化のさらなる周知に努めるとともに、他自治体が実践する有効な事例等があれば、随時紹介してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（富岡幸夫） 7番。

○7番（住吉年広） これまでの取組はないということですね。それで周知、一過性ではなく、やっぱり継続的にしていただかなければ意味がないと私は思っております。その上で、例えば食品ロス等の削減に功績を残した団体や事業者に対して表彰やインセンティブを設けることで、排出量の削減の機運につなげていく必要もあると思いますけれども、ご見解をお伺いします。

○議長（富岡幸夫） 民生部長。

○民生部長（齊藤洋一） お答えいたします。

食品ロスに関しての市での表彰制度というものは特にございませませんが、青森県で実施しておりますもったいない・あおもり県民運動の普及拡大を図るため、省エネルギーやごみの減量、リサイクルなど、環境に配慮した優れた取組を行った団体等にもったいない・あおもり賞が表彰される制度

もございますので、今後事業者等にも情報提供してまいりたいと思いますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（富岡幸夫） 7番。

○7番（住吉年広） ありがとうございます。そういったもったいない・あおり賞のほうもぜひ検討していただいて、進めていただきたいというふうに思っています。

次に、本庁舎内の食用廃油や衣類の直近5年間の回収状況をお伺いしたいと思います。

○議長（富岡幸夫） 民生部長。

○民生部長（齊藤洋一） お答えいたします。

廃油の過去5年間の回収につきましては、平成30年度は780リットル、令和元年度は1,230リットル、令和2年度は1,300リットル、令和3年度は1,500リットル、令和4年度は1,400リットルとなっております。それから、衣類の回収量でありますけれども、平成30年度は18.4トン、令和元年度は19.5トン、令和2年度は2.47トン、令和2年度が少なくなっておりますのは、新型コロナウイルス感染症の影響で、当該年度の5月から回収を休止したためでございます。それから、令和3年度は新型コロナウイルス感染症の影響によって、回収しておりません。令和4年度は、年度途中の再開によりまして、3.15トンとなっております。

以上でございます。

○議長（富岡幸夫） 7番。

○7番（住吉年広） ありがとうございます。

先ほど言った食用油と衣類ということで、5年間の回収量の数値は確認いたしました。今述べた数値では、油のほうは約1,300リットルから1,500リットルという部分で推移しているなど。あと衣類のほうは、直近は新型コロナウイルス感染症の部分はあると思いますので、下がってまいりますが、この前ヒアリングのときに担当のほうからは、回収量が増えているというふうな数値

も伺っています。

それを踏まえて、衣類のほうなのですけれども、ごみの減量やリユースの取組は、世界的な課題だと思っております。ごみの減量及び3Rの取組を推進するためには、民間事業のノウハウを生かした官民連携が重要であると考えます。西宮市では、循環型社会の推進や地域活性を目的に、フリマアプリ「メルカリ」と連携協定を締結して、リユースの取組を進めています。

そこで、民間事業者のノウハウを生かした事業を検討すべきだと思いますけれども、市長のご見解をお伺いします。

○議長（富岡幸夫） 市長。

○市長（山本知也） お答えいたします。

フリマアプリを活用した事例といたしまして、不用品として収集した粗大ごみなどを自治体がメルカリなどと連携して収益を上げている事例は存じ上げてございます。また、私自身も10月12日に八戸市で行われました全国市長会主催の全国都市問題会議におきまして、全国の都市問題の事例を紹介いただいた中で、鹿島アントラーズの副社長の鈴木さんという方がご紹介しておりましたけれども、鹿島アントラーズはメルカリのスポンサーがついておりまして、メルカリの社員等も、鹿島アントラーズを誘致して、大分メルカリはアプリがすごく進んでいますので、そういったものを活用しながら企業経営にも取り入れているという話もありました。当市といたしましても、そういったメルカリと協定なのかちょっと何かあれですけれども、現在実施している先進自治体等の事例を参考にいたしまして、調査研究してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（富岡幸夫） 7番。

○7番（住吉年広） 市長、ありがとうございます。今後その辺の部分踏まえて研究していただきたい

いなど。メルカリがいいとかという部分ではなく、今むつ市の本庁舎内でそういうふうに行っているの、もっともっと横展開していければいいという思いで質問させていただきました。

では次に、食用油の廃油についてお伺いしたいのですけれども、食用油の廃油、この利活用をこれまで検討したことがあるのかお伺いします。

○議長（富岡幸夫） 民生部長。

○民生部長（齊藤洋一） お答えいたします。

現在取り組んでおります廃油の回収というものについては、回収以外の対策というのを特に取り組んでいるわけではありませんが、今後先進自治体等を参考に調査研究してまいりますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（富岡幸夫） 7番。

○7番（住吉年広） ありがとうございます。特にないということで、2021年の食用油の国内の年間消費量、これが114万トンございます。食用油の廃油量については、様々なデータがありますけれども、一般的には全国で約28万トン程度の食用廃油が排出されていると推察されており、このうち外食業や食品産業など事業系から排出されるものはほとんどが回収され、再利用されています。一方、一般家庭からの廃食用油は、主に新聞紙に吸収させたり、凝固剤で固めた状態で一般ごみとして焼却処理されています。

食用油の家計支出のデータによると、令和2年度の青森県の2人以上世帯の1世帯当たりの食用油の年間購入量は7,800グラムで、そして一般家庭から廃食用油として発生するかは、食用油の種類や調理方法によって異なりますが、平均的に20%と言われております。そこから算出すると、本市における廃油は約83トンであると推測されます。むつ市内に八戸市から事業者の廃油回収業者が来ていますけれども、そういった業者と連携し、ごみの削減に取り組む考えはあるか、市長にご見

解をお伺いします。

○議長（富岡幸夫） 市長。

○市長（山本知也） 当市の最上位計画でありますむつ市総合経営計画におきましても、循環型社会の推進を掲げてございまして、そのKPIの目標として、ごみの排出量の削減を掲げております。その観点から、廃油のことですけれども、ごみの排出量の観点から、市の財政への影響とごみの排出量の観点、この2つの観点で検討する必要があると考えてございます。

まずは、今廃油から少し離れますけれども、ごみの排出量、いわゆる重量を特に引き上げているのが生ごみであると認識しておりまして、広報むつの12月号にも掲載させていただいておりますけれども、水を含んだ重量のある生ごみがやはり排出量の量も上げておりますし、もう一つは、ごみの焼却量の燃焼効率を下げるといった観点で、生ごみの排出量をまずは下げる、そういった取組を本市としてはしたいと。

その次に、廃油の件でありますけれども、現在も本庁舎で回収をしてございまして、その回収したものは無償で事業者に引き渡しておりますけれども、売れるものは売りたいと。その上で、市内全域に回収ボックスを置くコストと収入のバランスも検討しながら、そういったごみの排出量と市の財政状況の観点、この2点から今後研究してまいります。

○議長（富岡幸夫） 7番。

○7番（住吉年広） 市長、ありがとうございます。市長の言われているとおりなのですけれども、当然生ごみの削減を図っていく、それが一番優先に挙げられるのですけれども、それでも直近を見てくださいと、なかなかこれが減っていないのも事実です。だから私としては、例えば油という部分は、基本的に燃えるごみとして捨てられている、それをやっぱり活用していきたいというふうな部分

でお話しさせていただきました。

実は、私も先日、八戸市の株式会社東北ケミカルというところの工場長とお話ししてきました。株式会社東北ケミカルは、回収した油を油水分離して、97%から98%の割合でリサイクルできています。その油を配合飼料として畜産農家に供給し、ブロイラー、養豚、肉牛の餌としています。これは、環境循環サイクルに寄与する取組だと考えております。回収に関しては、青森市でも市民センター、スーパー等と連携して取り組んでいる事例もありますので、ぜひごみ排出量削減の効果がある実効性の高い事業を推進していただくようお願いしたいと思います。

次に、生ごみのほうの取組について再質問させていただきます。生ごみのこれまで取り組まれている段ボールコンポストは、どれぐらいの取組件数があるのか、また利用者のアンケート調査でどのような意見があるのかお聞かせください。

○議長（富岡幸夫） 民生部長。

○民生部長（齊藤洋一） お答えいたします。

まず、段ボールコンポストのほかにキエーロというものがあるということなのですが、このキエーロというのは、神奈川県葉山町在住のご夫婦が開発した土の中の微生物を活用した循環型の生ごみ処理装置であります。雨を防ぐために屋根を設けること、光を取り込み、微生物の働きをよくするために屋根は透明にすること、それから風通しをよくするために密閉しないこと、これらの3つの条件を守れば、キエーロというふうに定義されまして、電力を使わないで家庭で簡単に生ごみの減量に取り組むことができるものと承知してございます。

まず、取組ですけれども、市では現在、今年度このキエーロを導入しております弘前市を視察してお話を伺っております、現在環境政策課の職員がその実証実験を行っております。これにつ

いては、弘前市の実験では1人1日当たり約30グラムのごみ減量につながっているということでございまして、今後は私どもも実証実験の結果を踏まえて、モニタリング等の実施も検討してまいりたいと考えておりますので、まずご理解いただきたいと思っております。

それから、段ボールコンポストのアンケートというご質問もありましたけれども、段ボールコンポストの材料を提供した方に利用後のアンケートを実施しております。最初の答弁でも申し上げましたが、令和4年度は45名の方に差し上げておりましたが、アンケートの回答ですけれども、例えば「寒くなると堆肥化のスピードが遅くなってしまいうので、やめてしまった」という回答もありますが、一方で「今後も続けたい」、「生ごみをごみとして廃棄する量が減った」など、好意的な声もいただいておりますので、今後広報紙等を活用しまして、継続して使用していただけるような情報を提供するなど、材料を配布した後のフォローアップも必要であると考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（富岡幸夫） 7番。

○7番（住吉年広） ありがとうございます。段ボールコンポストに関しては、一度使用した人はリピート率があるということで、また冬の課題はあると思うのですが、やっぱりごみ削減という部分では、私はとても大切な取組だと思っておりますので、ぜひもっともっと広めていただきたいなど。

実は、私も環境政策課の担当の方とお話ししてから、初めて自分もこのコンポストをやるようになったのです。私の家では、大体1か月4キロから5キロ削減できております。そういった意味では、本当にそれをやってから、ごみの捨てる分の意識というのがやっぱり変わっていききました。そういった意味では、確かに課題はあるのですけれ

ども、それを随時しっかりと取組をしていただきたいというふうに思います。

あわせて経路も、私もいろいろネットで調べている中で、葉山町のご夫妻のお父さんが、たまたま山の落ち葉とか、そういうのを土に混ぜたら消えてしまったと。これ、もしかして生ごみだったらもっといけるのではないかなという部分が発端みたいですね。そして、生ごみを土の中に入れて蓋をするだけで、ごみの削減ができたというふうになっていますので、ぜひこの取組も進めていただきたいと思うのです。

これに関しては、いろいろ機材とかもありますので、弘前市の件もそうですけれども、ぜひこれから研究していただいて、機材等に助成するか、その辺はまた検討しなければならないと思うのですけれども、ぜひそれも進めていただきたいと思っています。

これで、循環型社会の推進についての再質問を終わります。

次に、ごみステーションの看板についての再質問をさせていただきます。看板の設置数は、約1,665か所ということで確認できました。管理は町内会、またアパートの管理会社が管理しているということですが、それではこの1,665か所のうち、完全に消えてしまっている看板はどれぐらいあるのか、また基準を設けているのかお伺いします。

○議長（富岡幸夫） 民生部長。

○民生部長（齊藤洋一） お答えいたします。

1,665か所のごみステーションの看板のうち、消失等している看板というご質問ですが、看板が見えにくくなっているという申出があれば、すぐに交換等をしておりますけれども、消失等している箇所、その総数につきましては、現状承知していないということで、ご理解いただきたいと存じます。

○議長（富岡幸夫） 7番。

○7番（住吉年広） それでは、ごみステーションの看板の表示について、市が消失と認める基準は何かお伺いします。

○議長（富岡幸夫） 民生部長。

○民生部長（齊藤洋一） お答えいたします。

市が消失を認める基準ですけれども、特に基準は定めておりませんが、住民の方々から見えにくくて不便だという要望があれば、対応させていただいておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（富岡幸夫） 7番。

○7番（住吉年広） 基準はないということで、市民から申出があれば交換するということですね。

申請の手続というのは、当然簡単だということでは、ヒアリング等でも確認できましたけれども、それではなぜこれだけ簡単にもかかわらず、消えている看板が増えているのか、私は課題だと思っております。当然設置の環境状況は違います。町内会も高齢化や人手不足で、そこまで管理は行き届かないということも挙げられていると思います。今後新ごみ処理施設が稼動することで、回収ルールの見直しが出てくるとは思いますが、それに合わせて看板を交換すべきと思いますが、市長、この辺、ご見解をお伺いします。

○議長（富岡幸夫） 市長。

○市長（山本知也） 令和6年4月からの新ごみ処理施設の稼動に向けてということで、多くの看板が見えにくくなっているということであれば、看板の交換についても前向きに検討させていただきたいと思いますが、まずは私自身が今思っていることを率直にお伝えさせていただきますと、ごみカレンダーをしっかりと各戸に配布するほうが大事だと。今日何曜日、何のごみだろうなというのは、多分自宅の中で確認される方が多いと思いますので、まず来年度からのごみの出し方、基本的には変わりませんけれども、どういったふ

うに変わるのかも含めて、ご自宅の中で皆さんが確認できる体制をまず周知していくことと同時に、住吉議員おっしゃるとおり、ごみ出しに行ったときに看板が見れば2回把握できることとなりますので、その点についても今後検討してまいりたいと思います。

○議長（富岡幸夫） 7番。

○7番（住吉年広） ありがとうございます。それでは、今後交換するに当たって、ぜひ見直していただきたいということがちょっとありまして、注意事項は文字が小さくて、高齢者には認識しづらいのではないかと考えております。そういった部分のスペースを、例えば防災安全課とコラボして、津波の浸水線を表示して、地域の防災力に努めていただくとか、またあとは、例えば看板が消えているという部分は、なかなか市も現状を把握できないものは管理できないですし、当然町内会でも難しいという部分があるので、そうであるならば、市の交換基準を明確にして、回収業者にこの報告をいただくように工夫していただきたいと思うのです。要は、回収業者というのは毎回回っていますから。それを毎月ではなくて、四半期に1回とかという部分で、その回収業者から提案をいただくと。そういうことになれば、町内会もそうですし、市にも負担かけないという部分もぜひご検討をよろしくお願いします。

続きまして、健康・福祉政策についてのほうに再質問させていただきます。順番は若干変わりますけれども、情報面での配慮が必要と想定される障がい特性の例として、全盲、弱視、色覚異常、聴覚障がい、難聴、知的障がい等が挙げられます。障がいではありませんが、外国人に対する情報配慮も必要です。特に災害時の避難情報は、命に関わるものです。どのようにバリアフリーを実現するか、最善策が求められます。より一層の取組をお願いしたいと思います。

それでは、再質問ですけれども、今後情報バリアフリーの取組に向けて課題となる点をお伺いします。

○議長（富岡幸夫） 福祉部長。

○福祉部長（中村智郎） お答えいたします。

先ほど市長の答弁にもありましたように、やはり新型コロナウイルス感染症に伴いまして、新しい生活様式としてマスクの着用、これが定着したことにより、聞きづらい、こちらとしても伝えづらい、表情を読みづらい、そういった形での困難というものを抱える利用者が増えていると思われまます。そういったことを、まず市民サービスとして改善することはもとより、あるいは去年の5月25日に障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律というものが施行されておりまして、この中に4つの理念があります。「障害の種類・程度に応じた手段を選択できるようにする」「日常生活・社会生活を営んでいる地域にかかわらず等しく情報取得等ができるようにする」「障害者でない者と同一内容の情報を同一時点において取得できるようにする」「高度情報通信ネットワークの利用・情報通信技術の活用を通じて行う」、こういった観点から、日々サービスの向上に努めてまいりたいと考えてございます。

以上です。

○議長（富岡幸夫） 7番。

○7番（住吉年広） ありがとうございます。先ほど冒頭に答弁いただいたのですけれども、手話通訳とか、あとは用具の給付ということで、用具の給付も視覚障がい者また聴覚障がい、肢体不自由とか、そういう部分で様々このサービスをいただいております。この障がいのある人の意向を尊重しながら考え、行動し、対応していくことが情報バリアフリー推進に必要な基本的な考え方になるものだと思います。この様々な障がいがあります

けれども、例えば展示や職種案内板の読めない人、色覚異常による色の見えない方も多様であり、色の工夫によるカラーユニバーサルの配慮が必要です。また、聞こえる、聞こえないは多様であり、その人にとってコミュニケーションの方法が必要です。情報量が多いと、理解し切れずに混乱する場合があります。案内板の表示板では振り仮名表記、ピクトグラム、イラストや写真、外国人の場合は多言語表記、音声等による対応、文字による情報化、音声による情報化、文字記号で示すサインのほか、インターネット機器など多様な使用による工夫が必要となってきます。

次に、聴覚障がいとして、難聴の聞こえ方は多様であり、その人に合ったコミュニケーションの方法の視点からお聞きしますけれども、先ほどの答弁とかぶるかも分からないですけれども、市でのこれまでの耳の聞こえにくい人への窓口対応についてお聞かせいただきたいと思います。

あわせて、コロナ禍でクリアボードを設置する場合の対応をお聞かせください。

○議長（富岡幸夫） 福祉部長。

○福祉部長（中村智郎） お答えいたします。

聴覚に障がいがあるという方でございますけれども、まず手話通訳員を1名窓口配置してございますほか、あと登録手話通訳員として10名の方々にもご支援いただいております。そして、聴覚障がいや言語障がいのある方に対しますものとしたしましては、携帯用会話補助装置でありますとか、聴覚障害者用通信装置等、そういったものを給付させていただいております、これらの負担につきましても、利用者1割、用具の1割の負担ということにさせていただいております。

以上です。

○議長（富岡幸夫） 7番。

○7番（住吉年広） ありがとうございます。部長のほうからる説明いただきましたけれども、私

は基本的に窓口対応で聞こえない人という部分が市民相談の中でも結構ありまして、そこをどうやって克服していくのかという部分がすごく課題だと思っているのです。例えばアクリル板の場合は、補聴器の人はまず聞こえないです。そういった意味では、その辺をやっぱりクリアしていかなければならないと思っています。

これ例なのですけれども、東京都の狛江市が全国で初めて軟骨伝導イヤホンを市役所の窓口に備えたと発表し、マスコミなどでも話題になりました。一般社団法人日本補聴器工業会の昨年度の調査によると、日本の難聴者は、人口10%に相当し、約1,300万人に達し、高齢化に伴って、今後さらに増加すると見込まれています。一方で、医療機器として高額なことなどが理由で、補聴器の所有率は難聴者が僅か15%にとどまっていることも分かっています。公明党は、情報バリアフリー化を推進し、情報が個人の差異なく、関係なく伝わるように取り組んでいます。

そこで、お聞きしたいのですが、本市において、軟骨伝導イヤホンを窓口で老眼鏡のように気軽に使っていただき、聴覚障がい者や高齢者の方に優しい窓口対応ができるように、音のバリアフリーに取り組むべきと考えますが、市長のご見解をお伺いします。

○議長（富岡幸夫） 市長。

○市長（山本知也） 情報バリアフリー化の一環としての難聴の方向に軟骨伝導イヤホンということでございますけれども、他自治体の例を参考としながら活用方法を確認して、導入について検討してまいりたいと思いますが、先ほど担当部長からも説明がありましたとおり、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法が施行されたことを受けて、ICTの活用を今全国で検討しております。一例として、会話の見える文字起こし機能のついたタブレットの導入と

か、あと先般ニュースで拝見をさせていただきま  
したけれども、アクリル板にしゃべった文字が表  
記されるようなものもありますので、どういった  
ものが障がいのある方も、ない方も、高齢者の方  
も、外国の方も、障がいのバリアフリー化ができ  
るかも含めて検討を進めてまいりたいと存じま  
す。

○議長（富岡幸夫） 7番。

○7番（住吉年広） 市長、どうもありがとうございます。いろんな部分で研究していただいて、そ  
ういう方に寄り添った部分で取り組んでいただき  
たいと思います。

それでは、最後にこども子育て支援についての  
再質問をさせていただきます。保育園、認定こど  
も園、幼稚園を利用していない未就園児を育てて  
いる家庭では、幼児教育無償化等の恩恵を受けて  
いない方もいます。育児の孤立化というところ  
では、最近では非常に心配される事案です。孤立し  
がちな状態を防ぐために、公明党としても子育て  
応援トータルプランというものを提言し、親が就  
労していない家庭でも定期的に利用できる保育制  
度、こども誰でも通園制度（仮称）を、これを創  
設されるところとなっています。

政府のこども未来戦略方針には、全ての子育て  
環境を対象とした保育の拡充が明記されてお  
ります。この少子化対策は、3年間で加速度的にされ  
ていくと聞いています。保育士の配置や処遇改善  
など、様々な課題はありますが、本市において可  
能な限りこの制度に乗っかってほしいと思ってお  
ります。

それでは、再質問します。保育施設での全体  
での利用されているゼロ歳児から3歳児までの状  
況、併せて年齢別の入所率をお示してください。

○議長（富岡幸夫） 子どもみらい部長。

○子どもみらい部長（吉田由佳子） お答えいた  
します。

まず、保育所等の利用人数というところでござ  
いますが、令和5年4月時点の利用者数は、ゼロ  
歳児クラスが46名、1歳児クラスが173名、2歳  
児クラスが172名でございます。

次に、保育所等を利用している子供の割合、保  
育所等利用率についてお答えいたします。ゼロ歳  
児クラスが22.7%、1歳児クラスが65.0%、2歳  
児クラスが69.1%となっております。

以上でございます。

○議長（富岡幸夫） 7番。

○7番（住吉年広） ありがとうございます。一定  
程度、まだ入園していない方もいらっしゃると思  
うのですけれども、例えば保育園に入所できてい  
ないご家庭に対する支援をお伺いします。

○議長（富岡幸夫） 子どもみらい部長。

○子どもみらい部長（吉田由佳子） お答えいた  
します。

保護者が一時的に保育ができない場合に子供を  
お預かりする一時預かり事業を、市内3か所の保  
育施設で実施しております。また、地域子育て支  
援拠点事業といたしまして、子育て中の親子が気  
軽に遊べ、交流できる子育て支援センターを今年  
度は市内に2か所開設しており、子育てについて  
の相談や育児に関する情報提供などを行っており  
ます。このほか、天候に左右されずに遊ぶことが  
できる室内遊戯場施設としてキッズパークを開  
設しており、親子で楽しめるイベントの開催や、こ  
ちらでも育児に関する情報提供を行っておりま  
す。

いずれも保育所等の入所にかかわらず利用でき  
ますが、主に保育所等に通っていないご家庭が利  
用されております。

以上です。

○議長（富岡幸夫） 7番。

○7番（住吉年広） それでは、最後に1点だけ質  
問いたします。

導入した場合の最重要課題は、保育士の確保だと思いますけれども、まずは保育士不足の現状や原因を分析して、課題を明確にする必要があります。その上で、保育士確保の目標や予算を検討し、施策は新規資格取得者への支援、就業者への定着支援、離職者への再就職支援など、3つの局面で行うべきだと思いますけれども、ご見解をお伺いします。

○議長（富岡幸夫） 子どもみらい部長。

○子どもみらい部長（吉田由佳子） お答えいたします。

現在でも保育士確保に向けた市の取組といたしまして、社会福祉関係団体が主催する保育の仕事に関する相談会へ職員を派遣しておりますほか、また潜在的保育士の方もいらっしゃいますので、そうした方向けの就職サポートについての情報提供などを行っているところでございます。

今後におきましても、他自治体等の例を参考にいたしまして検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（富岡幸夫） 7番。

○7番（住吉年広） では最後に、モデル事業ももう進んでいきますので、千葉県の松戸市の例で言えば、空き店舗を活用して、市内3か所で実施されています。ゼロ歳児が2人、1歳児で3人、2歳児で3人ということで、週一、二回進めているとのこと。入園する際は、面談されて登録するというので、やはりしっかりと面談されて、必要に応じた場合とされています。様々な課題はありますが、無償化を受けていない方への支援、家庭で子育てされている孤立化支援という観点もありますので、ぜひ効果的な対策を策定し、負担軽減に努めていただければよろしいと思います。

以上で、一般質問を終わります。

○議長（富岡幸夫） これで、住吉年広議員の質問を終わります。

ここで、午前11時10分まで暫時休憩いたします。

午前10時57分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（富岡幸夫） 休憩前に引き続き会議を開きます。

### ◎高橋征志議員

○議長（富岡幸夫） 次は、高橋征志議員の登壇を求めます。1番高橋征志議員。

（1番 高橋征志議員登壇）

○1番（高橋征志） PTAに入っていないむつ市議会議員の高橋です。通告に従い、4項目について一般質問を行います。

まず、項目の1つ目、学校運営とPTAについて、3点お伺いいたします。1点目、「PTAの加入は自由」についてです。令和5年3月3日、参議院予算委員会において、総理大臣及び文部科学大臣がPTAに関し、「入退会については保護者の自由」と答弁されました。入退会自由の根拠は、憲法第21条が保障する結社の自由であると認識しております。むつ市においても、当然PTAの入退会は自由であると考えますが、見解をお伺いいたします。

2点目、児童生徒への差別や不利益についてです。法律を持ち出すまでもなく、いかなる理由があっても、学校内において差別やいじめなどがあるのはなりません。そのような振る舞いをする団体が公教育に関与するなどということはあり得ないことだと思います。したがって、学校内において活動を許可されているPTAは、学校に通う全ての児童生徒を対象に活動するものであり、保護者がPTAに加入していないことによって、その児童生徒が差別や不利益を被ることはあってはならないことだと認識しておりますが、見解をお伺

いたします。

あわせて、卒業式において、卒業証書入れなどの卒業記念品をPTAが手配し、PTA非会員の児童生徒にだけ配布しないという差別的な扱いが全国的にトラブルになっています。岸田総理大臣も、子供が嫌な思いをしないようにと答弁しており、むつ市においてもあってはならないことだと考えますが、見解をお伺いいたします。

3点目、学校への指導についてです。PTAの加入は自由であることについて、学校から保護者へ説明がなされないケースが見られます。PTAが任意加入であることを学校が保護者にあえて説明しない理由をお知らせください。また、説明責任を十分に果たしていないことについて、教育委員会として学校へ指導が必要だと考えますが、見解をお伺いいたします。

次に、項目の2つ目、保護者から学校への寄付について2点お伺いいたします。1点目、寄付を受領する際の寄付採納の手続きの不備についてです。行政が寄付を受領する際に必要な寄付採納の手続きが適切に行われていない事例があると認識しております。まず、教育委員会への寄付の報告が正しく行われている学校数についてお知らせください。

また、寄付採納が行われていないということは、寄付された備品が公有財産として未登録になっている状態であると認識しておりますが、そのことによる横領等の不正リスクについて、どのように捉えているのかお伺いいたします。

あわせて、手続きが正しく行われなかった原因分析と改善策についてもお伺いいたします。

次に2点目、寄付の妥当性についてです。地方財政法は割当的寄附、つまり地方公共団体が住民から寄付を強制的に徴収することを禁止しています。したがって、保護者から学校への寄付は強制ではなく、あくまで保護者の任意でなければなら

ないと考えますが、見解をお伺いいたします。

あわせて、寄付はしなければいけないものであると保護者が錯誤したことによる寄付は、地方財政法の趣旨に鑑みれば、学校が受領する寄付として妥当ではないと考えます。したがって、学校への寄付が強制だと保護者が誤解しないような対応が求められると考えますが、見解をお伺いいたします。

次に、項目の3つ目、学校徴収金について2点お伺いいたします。まず1点目、学校徴収金マニュアルについてです。マニュアルが未整備になっている学校の有無についてお知らせください。

また、マニュアルの内容に対し、教育委員会が内容の確認や改善の指導をすることがあるのかお知らせください。

次に2点目、学校徴収金の削減についてです。まず、学校徴収金の不適切会計についてです。学校徴収金マニュアルの形骸化により、保護者から集めたお金が適正に使われていないのではないかと疑念を持っています。特定の学校に限った問題ではなく、市内各校で共通に抱える問題である可能性が高いと感じておりますが、今後の対応について見解をお伺いいたします。

次に、学校徴収金の不適切な会計処理を見直すことで、無駄が省かれるなどの適正化が図られ、学校徴収金の削減につながり、保護者の負担を減らすことができるのではないかと考えておりますが、見解をお伺いいたします。

一方で、学校徴収金が減ることで、学校が使えるお金が実質的に減ることになるため、学校教育に支障が生じるのではないかと心配な保護者の方もいると思います、しかしながら、私費に依存した学校運営、要するに保護者のお金に依存しなければ成り立たない学校運営そのものに問題があるのではないかと考えます。私費に依存した学校運営を見直すためには教育予算の拡充が必要だ

と考えますが、見解をお伺いいたします。

最後に、項目の4つ目、学校での服装の自由化についてお伺いいたします。このことについては、保護者の経済的負担という隠れ教育費としての問題と同時に、その教育的意義についても疑問を持っています。つまり服装を強制することは、子供たちにとって「みんな同じであることが正しい」、「他人と違うことは悪いことだ」、「何も考えず黙って言うことを聞いておいたほうが得だ」という大人からのメッセージ、誤った価値観の刷り込みになりかねないと思います。

社会を形成し、成長させていくのは、人にしかできません。だからこそ人材を最も大切にしないといけないと思っています。それにもかかわらず、子供たちに画一的な価値観を押しつけ、あたかも型にはめるように、人としての成長を阻害しているのではないかと。子供たちの個性を押し殺し、飛躍するチャンスを奪っているのではないかと。主体性に欠け、能動的に行動できない、指示がなければ自発的に動けないような人材を再生産しているのではないかと。それがむつ市の未来にとって、マイナスになるのではないかと危惧しています。なぜかという、未来のむつ市をつくるのは、今の子供たちだからです。

そこで、中学校を想定し、3点お伺いいたします。

1点目、制服の着用が義務付けられている法的根拠についてお知らせください。

2点目、個性や多様性が求められる時代において、制服やジャージなど、あえて子供たちに同じ服装をさせることの教育的意義についてお知らせください。

3点目、服装の自由化、つまり制服を着たい人は制服で、私服を着たい人は私服で登校する、ジャージや靴などの指定品は廃止し、各自で用意する、そのような対応はできないのかお伺いいたし

ます。

以上で壇上からの質問を終わります。

○議長（富岡幸夫） 教育長。

（阿部謙一教育長登壇）

○教育長（阿部謙一） 高橋議員のご質問にお答えいたします。

まず、学校運営とPTAについてのご質問の1点目、「PTAの加入は自由」についてお答えいたします。PTAは、保護者と教職員が協力し合い、家庭と学校と地域において、子供の幸せのために健全育成事業を推進していく重要な社会教育関係団体であり、本市におきましても、学校教育を支え、子供たちの成長に大きく貢献していただいているものと認識しております。入退会は自由であり、加入につきましては、それぞれのPTAと学校がよく話し合い、連携しながら進めていくことが適切であると考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

ご質問の2点目、児童生徒への差別や不利益についてお答えいたします。先ほど申し上げましたように、PTAは学校と保護者が協力して、児童生徒にとってよりよい環境づくりを目的とした団体であると認識しておりますことから、会員、非会員により差が生じることは、本来の理念から外れるものであると考えております。会員、非会員であるのは保護者であり、児童生徒ではないことから、学校教育や学校行事において児童生徒が不利益を被ることはあってはならないと考えております。

ご質問の3点目、学校への指導についてお答えいたします。PTAが任意加入であることにつきましては、一部の学校において保護者への説明が不足していたことから、今後は任意加入である説明を丁寧に行っていくよう学校へ周知してまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、保護者から学校への寄付についてのご質

問の1点目、寄付採納手続きの不備についてお答えいたします。寄付採納件数につきましては、令和4年度で延べ55件、令和5年度は現在までに延べ28件となっております。寄付採納手続き及び備品登録がなされていない例もあることから、今後一律な手続きを取るよう周知、指導してまいります。備品登録につきましては、寄付採納手続きがあった際は適切に登録を行い、また過去の分につきましては把握に努め、速やかに備品登録を行ってまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

ご質問の2点目、寄付の妥当性についてお答えいたします。寄付とは、寄付を行う側の意思で自由に行うものであると認識いたしており、しっかりと意思の確認に努めるよう周知してまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、学校徴収金についてのご質問の1点目、学校徴収金マニュアルについてお答えいたします。学校徴収金マニュアルは、全ての学校に存在しており、改正時等には教育委員会において内容確認をいたしております。今後もマニュアルの整備と適切な運用に努めるよう各校へ周知いたしますので、ご理解を賜りたいと存じます。

ご質問の2点目、学校徴収金の削減についてお答えいたします。各学校で整備しております学校徴収金マニュアルでは、会計において問題が発生した際は、教育長へ報告することとなっておりますが、近年報告があった案件はございません。学校徴収金につきましては、学校においてしっかりと管理していくものと考えておりますが、全国的には問題等も発生していることから、私ども教育委員会といたしましても、取扱いが適切に行われるよう指導してまいります。

学校徴収金は、私費負担を原則としており、児童生徒個人の所有物に係る経費や、教育活動の結果として直接的利益が児童生徒に還元されるもの

などで学校活動に必要な部分を徴収しているものでありますが、保護者の過度の負担とならないよう指導してまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、学校での服装の自由化についてのご質問の1点目、中学校で制服着用が義務付けられている法的根拠についてお答えいたします。まず、制服着用を含め、校則について特に法令の規定はありません。一方、過去の判例によれば、校長は社会通念上、合理的と認められる範囲で、校則などにより児童生徒を規律する包括的な機能を持つと解されており、校則の内容については学校の専門的、技術的な判断が尊重され、幅広い裁量が認められるとされております。

以上のことから、制服着用を義務とする法令がない一方、生徒の意思を十分に尊重した上で、制服を定めることは妥当であると考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

ご質問の2点目、個性や多様性が求められる時代において、あえて生徒に同じ服装をさせることの教育的意義についてお答えいたします。まず、各学校では、これまでも道徳教育や保健体育の授業、あるいは特別活動等を通じ、人権尊重の視点から多様性を尊重し、公正で公平な社会の実現に積極的に努めようとする心や、自他を尊重する心情を育てる上で重要な人との関わりの大切さについて指導いたしております。このように、学校におきましては、個性や多様性を大切にする教育環境の構築に努めておりますことをお伝えいたします。

制服を定めている大きな理由は、平等な教育環境の保障であると理解いたしております。学校は、皆が平等に学ぶ場です。長期的に見て、安価、堅牢な制服を定めることにより、家庭の経済状況等に左右されない公平な学習環境を提供できるものと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じ

ます。

ご質問の3点目、服装自由化と指定品廃止についてお答えいたします。まず、服装の見直しに当たっては、児童生徒の多様性や人権に十分配慮しつつ、児童会及び生徒会活動や学級活動等で話し合い、自らの学校生活を見詰め直すことで、規範意識や主体性を醸成していくことが重要であると考えております。

一例として、市内のある学校において、新制服実行委員会を立ち上げ、社会的範型やジェンダー平等の視点から、自由化を含め、学級での話し合いやパネルディスカッション、児童生徒や保護者へのアンケート調査等を基に制服の見直しを行っている例があります。

このように校則の内容は不変のものではなく、児童生徒や学校の実情、地域の状況や社会環境の変化等により、児童生徒の望ましい成長のために、必要に応じて見直しを行う必要があるとの前提に立ち、最終的には校長の判断で見直しが行われるものであると考えております。

ジャージや靴などの指定品につきましても、各校では、入学説明会等でご説明申し上げておりますが、平等性の促進を含め、安全面、機能面、経済面を考慮して提示しておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（富岡幸夫） 1番。

○1番（高橋征志） ありがとうございます。では、PTA問題についてから、順にご質問いたします。

まず、PTAの加入は自由だということで、教育長からご答弁いただきました。適切に指導していただけるということでしたけれども、全国ではPTAをめぐって訴訟になる事例などもありまして、全国の自治体では、学校に対し、PTAの運営に関するマニュアルや通達、PTAに対してではなく学校に対して、そのような通達やマニ

ュアルを出すケースも増えています。トラブルが発生する前に、むつ市においてもこのような通達やマニュアルが必要だと考えますが、どのようにお考えでしょうか。

○議長（富岡幸夫） 教育長。

○教育長（阿部謙一） お答えを申し上げます。

各学校と十二分に協議をした上で、必要があれば遅滞なくおっしゃるような通達を発出することも検討いたしております。しかしながら、今現状において、極端に議員がご懸念されているような問題が発生するような状況にはないとも考えております。

しかしながら、先ほど壇上で申し上げましたように、説明が不足している事例も現にあったことも承知しておりますので、そうしたことがないように、しっかりと各学校に私どものほうから周知をさせていただきます。

○議長（富岡幸夫） 1番。

○1番（高橋征志） 次の質問に移りますけれども、PTAの加入は自由ですので、会員は保護者と学校の先生です。PTAに強制加入させられたとして、学校の先生が校長を相手に裁判を行っている事例もあります。PTAに入らない自由は、学校の先生にも認められた権利であると考えますが、それはむつ市でも間違いはないでしょうか。

○議長（富岡幸夫） 教育部長。

○教育部長（伊藤大治郎） お答えいたします。

教職員につきましても、保護者同様、任意加入であると認識しております。

○議長（富岡幸夫） 1番。

○1番（高橋征志） 学校の先生もPTAの加入は自由だということですのでけれども、学校の先生がもし自分の意思でPTAを退会した場合、人事評価などにおいて先生方が悪い評価を受けたりということはありますでしょうか。

○議長（富岡幸夫） 教育長。

○教育長（阿部謙一） そのような心配はご無用であると申し上げておきたいと思えます。硬い話になりますが、人事評価に関しましては、あくまで業務上の評価となります。したがって、学校ではない任意団体であるPTAの関与に関しまして、評価の対象となることはないと思っております。

○議長（富岡幸夫） 1番。

○1番（高橋征志） 先ほど来申し上げていますが、PTAは加入してもしなくてもいい任意の団体です。PTAの設置を学校に義務づける法律のようなものはないと認識しております。仮にPTAがなくても学校運営はできるはずですし、なかったとしても運営できなければいけないと考えますが、その辺教育長はどのようにお考えでしょうか。

○議長（富岡幸夫） 教育長。

○教育長（阿部謙一） 今議員がおっしゃったとおりであると考えております。しかしながら、私どもの考えといたしましては、PTAは学校教育の最大の応援団であり、本市においては、その環境は良好であり、両者が協働することにより、子供たちによりよい成長をもたらすことができる、このように理解をしております。したがって、単独でも学校が教育活動を営まなければならないという指摘に関してはそのとおりであります。よりよい教育活動が営まれ、そして教育環境が構築されるのであれば、今後もPTAとはしっかりと協働してまいりたいと考えております。

そして、先ほど来ご指摘をいただいておりますことが種々全国において発生していることは承知をしております。今申し上げたように、最大の応援団であり、これからはしっかりと協働してまいりたいと考えるからこそ、加入の任意性であるとか、あるいは諸般の運用等に関してはしっかりと協働して、いささかなりとも誤りがないように努

めてまいりたいと考えております。

○議長（富岡幸夫） 1番。

○1番（高橋征志） 最大の応援団というのは、教育長おっしゃったのは分かるのですが、原則論としては、PTAはなくても学校は成り立つわけですよね。なので、そもそもその思い込みというか、先入観が市民の皆さんの中であって、PTAが必ずなければいけないという勘違いがありまして、その勘違いが、その思い込みが、入っていない人に対してずるいというような感情につながっていると思えます。

ですので、この点につきましては、PTAに関する全ての人があってもいいし、なくてもいいのだということだけは、まずその認識を共有しておかなければ、それが結局ずるいという感情からつながって、最終的に入っていない人に対する差別みたいのところにつながると思っておりますので、そこはもう一度認識を共有していきたいなと、皆さんで認識を共有していただきたいと思えます。

それから、ちょっと話は変わりますが、卒業記念品についてご答弁がなかったように思うのですが、卒業記念品を渡す、渡さないというところに関しても、当然不利益はないということよろしいでしょうか。もう一度確認をお願いします。

○議長（富岡幸夫） 教育長。

○教育長（阿部謙一） お尋ねのとおり、おっしゃるとおりです。しかしながら、少し話を整理させていただきたいのですが、私どものほうで公費で各学校に卒業記念品として使える予算を配分しております。その予算の用途に関しましては、校長が子供たちのために、あるいは必要に応じてPTA等諸団体と協議をすることはあるかもしれませんが、校長先生が決めていらっしゃる。そうしたものに関して、当然子供たちに差別、不利益があってはならない、そのように考えており

ますし、またこれは任意団体が関与するもの等に関しましても、学校の公教育としての性質上、同様であらねばならないと考えております。

○議長（富岡幸夫） 1 番。

○1 番（高橋征志） 卒業式というのは、純然たる学校行事だと思います。ですので、そもそも他団体である P T A が学校行事に干渉する余地というのは、本来はないのではないかと考えます。にもかかわらず、P T A が卒業記念品として卒業証書入れを手配するから差別が生まれてくるのではないかと考えています。「P T A 会費を払っていない家庭が卒業証書入れをもらうなんてずるいよね」ということです。

行政の側が曖昧な対応をしているので、それを保護者の方が見かねて、善意で P T A 会費から卒業証書入れを負担しているというのが現状ではないかと私は思っています。繰り返しますけれども、卒業式というのは、学校の公的な行事なので、本来他団体を入れていること自体がおかしいのではないかと思うのです。ですので、卒業証書入れが必要なのであれば、公費で負担して、全員に一律配布すると、もしくは何らかの理由で卒業証書入れが要らないというのであれば、むつ市内では学校で一切配布しない。あとは、ご自宅に帰って、皆さん欲しい方だけ買ってくださいねというふうなことで、あくまで学校行事として完結させるべきではないかと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（富岡幸夫） 教育長。

○教育長（阿部謙一） お答え申し上げます。

おっしゃるように、卒業式は学校行事です。そして、私も申し上げたように、学校は全ての児童生徒がひとしく平等な教育の機会を得られる場所であればなりません。したがって、卒業式も同様であり、一切の差別等があってはならないし、不利益も生じさせることがあってはならない

と考えております。

しかしながら、議員もご指摘いただきましたように、P T A は任意の団体であります。P T A の会長さんも、通例卒業式に来賓として招かれ、温かいお言葉を子供たちにかけていただき、それは卒業式を高らしめるために大きな効果を上げていると理解をしております。そうした関係性等に関しましては、学校が独自に判断するものであり、任意団体との関係において、卒業式に係る記念品等に関して、必ずこのようにしなさいということは、ご指摘の任意団体自由性等の関係からも妥当ではないと考えておりますので、先ほどご回答申し上げたように、私どもが予算として配分しております卒業記念品に関しましては、その用途について校長先生にお任せしているとおりであります。

また、細かくご指摘をいただきましたように、配慮不足により仮に子供たちが不利益を感じることがあるのであれば、それは当然許されないことでもありますので、そうしたことはこれから決してないと、そしてそのように学校のほうにも私どもも周知をしまいたいと考えております。

○議長（富岡幸夫） 1 番。

○1 番（高橋征志） 予算の面では、意見がまだかみ合わない部分がありますけれども、取りあえずその卒業式において卒業記念品、卒業証書入れについては差別がないということは確認していただきましたので、ありがとうございます。

すみません、話が 1 つ戻りますけれども、先ほど私 P T A に関して、その通知やマニュアルをとってお話をして、必要があればということなのですけれども、現に市内の P T A においては様々な事例がありますので、必要に応じてというよりも、できるだけ早急に対応していただきたいのですが、いかがでしょうか。

○議長（富岡幸夫） 教育長。

○教育長（阿部謙一） ご指摘のとおりだと考えておりますので、早急に対応はいたします。ただ、その対応の在り方に関しましては、文部科学省も「チームとしての学校」という表現をしておりますが、教育活動をより高めるためには、学校外のいろいろな組織、団体と協働することが今求められております。そして、そうした種々の団体との関わりに関して、逐一文書等を発出することは、学校側としてもやはり困惑するところもあるでしょうし、効果が決して高くないことも懸念されますので、先ほど申し上げましたように、学校のほうに確実に周知を私どもでいたします。そして、その後も改善されないようなことがあれば、速やかに文書等の発出は必要になろうかと考えております。

○議長（富岡幸夫） 1 番。

○1 番（高橋征志） すみません、もう一度確認ですけれども、早急にご対応いただけるという、そのご対応というのはどのようなこと、通知ではなくて、ご対応というのはどのような内容になるのでしょうか。

○議長（富岡幸夫） 教育長。

○教育長（阿部謙一） 例えば各校と協働して会議を行う、そうした場もあります。そうした場等を通じて、学校の責任者たる校長先生に私どもの意をしっかりとお伝えをして、そして議員がご懸念されているような事態が決して出てこないように十二分に説明をし、周知をし、そして同じ方向性を持って進んでいく、そういう体制を取ることが可能であると考えておりますので、そうした意味において、直ちに文書を発出する予定はないと申し上げた次第です。

○議長（富岡幸夫） 1 番。

○1 番（高橋征志） 会議はいつ頃やっていただけるでしょうか。

○議長（富岡幸夫） 教育長。

○教育長（阿部謙一） 幸いにして、今週、その会議が予定されておりますので、今お話をしたことは的確にお伝えさせていただきます。

○議長（富岡幸夫） 1 番。

○1 番（高橋征志） では、その今週の会議で、むつ市内の各校に P T A の取扱いを適正にやっていたかどうかということを知りたいということでは、ではそれ以降に、例えば P T A に関して、何か不具合といいますか、おかしくなるような点があったとき、それを私が例えば指摘した場合はすぐ通知ということに切り替わるという理解でよろしいですか。

○議長（富岡幸夫） 教育長。

○教育長（阿部謙一） お答えを申し上げます。

今のお話に関しましては、仮に私どもが各学校にしっかり周知した後も不都合が生ずる、仮にそういうことがあれば、まず一義的には P T A は任意団体でありますので、当該校と P T A の間で協議されるべきものであると考えております。

私どもも、そうした事例があれば、速やかに知らせていただければ大変ありがたいと考えておりますし、知らせを受けた後には、指導はしっかりしていたけれども、疑念があるようだから速やかに対応するように、そのように学校に私のほうでも指導をいたします。そして、その上で解決がなされないようであれば、あるいはそうした問題が 1 校のみではなく、広く市内全部の学校に起こることが懸念されるような状況である場合には、文書等は当然発出されるものであると考えておりますが、1 件何かトラブルがあったから、直ちに文書を発出ということは、なかなか申し上げにくい状況であることはご理解いただきたいと思います。

○議長（富岡幸夫） 1 番。

○1 番（高橋征志） そうしますと、例えば今現在

市内で、PTAに関して、いわゆる人権侵害ですとか、個人情報の漏えいですとか、そういった問題が起こっているとした場合、それでもまずは各学校を、PTAそのものは任意団体ですので、任意団体に教育委員会から指導するということが適切ではないことは理解していますけれども、学校の中でそういう差別的な扱いが起こっていると、あるいは個人情報の漏えいみたいなことが起こっていると、学校の先生がPTAの事務局やっていますので、学校の先生がそういうことを分かっているが、それを放置しているという、今その現状があるというふうに認識しています。それでもなお会議などを重ねて通知は出さないというのは、いささか不十分ではないかと考えるのですけれども、それで本当にPTAの問題がむつ市内で解決されていくのか、ちょっと疑問なのですけれども、もう一度見解をお伺いいたします。

○議長（富岡幸夫） 教育長。

○教育長（阿部謙一） お答えを申し上げます。

そのような事態があるものとすれば、それに関しては先ほど申し上げましたように、私どものほうで学校に適切な対応を指示、指導いたします。そして、その上で問題が解決されないようであれば、求めていらっしゃるような通知等も必要になるかとは思いますが、その件に関しましては、対応中のこともあることも承知しておりますので、いましばらくお時間を頂戴したいと思います。

そして、先ほど申し上げましたように、広く全ての学校に周知をして、そして適切な運営がなされて、子供たちの成長が保障される教育環境を共に構築できるように、そのように努めてまいりたいと考えております。

○議長（富岡幸夫） 1番。

○1番（高橋征志） もともとPTAへの加入は自由だということは認めていただいたのですけれども、もっと踏み込んで改善に当たっての通達み

たいなものを出していただけるのかなと思っていたのですけれども、まずはそうはいかないということですので、実際にそういった事例がむつ市内で起こっていますので、今この議場の場では平行線なので、終わってからちょっと議論させていただきたいと思っておりますけれども。

全国でいろんな事例があります。トラブルですね。入会届もない、強制加入だけではなくて、意思確認のない会費の強制徴収ですとか、学校からPTAへ無断で名簿を提供したことによる個人情報の漏えいですとか、役員が決まるまで学校から帰さない強要、役員免除のために自身の病気など、プライバシーをみんなの前で発表させられる免除の儀式、PTA非会員の保護者や児童生徒への嫌がらせなど、様々なトラブルが全国では起こっています。

（「全国の話でなく」の声あり）

○1番（高橋征志） はい。実際に私も「卒業式の記念品を渡しません」というふうに言われました。話合いをした結果、そこはPTAが出してくれるという話にはなりましたけれども、その前は、卒業式で記念品は渡せませんというような話を実際にされています、むつ市内において。ですので、本来であれば、早急な対応が必要だと思うのですけれども、そうしていただけないということですので、一度戻って議論をさせていただきまして、今後適切に対応していただけるようお願いしたいと思います。

その卒業記念品の話だけではないので、ほかにもたくさんありますので、そもそも入会届を出していないのに、全員がPTA会員になっていることすらおかしいわけです。そういったところをやはり個人の権利としてきちんと対応していただかないと、それはPTAの、自由につくった任意団体の話であったとしても、実際にそれが学校の中で行われているのであれば、学校の先生方は公務

員ですから、皆さんも公務員ですけれども、それ黙って見過ごすわけにはいかないではないですか、子供もいる前ですから。そういったところで、きちんとした対応をお願いしたいと思います。

P T Aの加入は自由であって、差別や不利益を、入っている、入っていないにかかわらず受けることがないというところは改めて確認しておきたいですし、今後は、繰り返しますけれども、今は一旦ここで終わりますけれども、もう一度話し合っ、て、次回もありますので、もう一度議論させていただきたいと思ひます。

続きまして、寄付の話に移ります。寄付については、周知、指導していただけるということだったのですけれども、今年度の寄付、卒業式が3月ですので、これから保護者の方の間で動く話だと思ひますけれども、もし勘違いしているような保護者がいるのであれば、今から学校が対応すれば、その勘違いを解くことができると思ひますけれども、教育委員会として迅速な対応は可能でしょうか。

○議長（富岡幸夫） 教育長。

○教育長（阿部謙一） ご指摘の点に関しましては、先ほど申し上げた私どもの速やかな周知に含まれておりますので、ご理解賜りたいと思ひます。

○議長（富岡幸夫） 1番。

○1番（高橋征志） そもそも寄付が当たり前というその前提と申しますか、寄付を前提にした学校運営をやめるべきではないかなというふうに思ひます。寄付は任意ですので、あってもなくても大丈夫だと。正しい手続きが実際に今なされていないという状況ですので、その手続きすらちゃんとできないのであれば、いっそのこと寄付をやめてしまったほうがいいのではないかと申ひます。寄付がなくても、学校運営は成り立つべきですし、成り立たなければいけないと思ひますが、どのような認識でしょうか。

○議長（富岡幸夫） 教育長。

○教育長（阿部謙一） 先ほども申し上げましたように、その点に関しては全く異論はありません。そして、議員のご質問を伺っていて、子供たちのためにしっかりした教育を構築したい、それが願ひであることはよく伝わってまいりました。私どもも願ひは全く同じです。

そして、ご発言の中に、できないのだったらやめてしまったほうが、それに関しては間違っただお考えではないかと考えております。しかしながら、先ほど申し上げましたように、学校だけでも教育活動は当然遂行されなければならない。しかし、関係諸団体のお力をお借りすることによって、子供たちをより一層成長させることができるのであれば、ためらうことなく、むしろそれをお願いして、協働していくことが子供たちのためになるのではないかと考えております。

同様の理由におきまして、今ご指摘いただいた件に関しましても、やめてしまうのではなく、適切な運用をしっかりと行い、子供たちにとって有益な教育環境の構築に努めてまいりたい、このように考えております。

○議長（富岡幸夫） 1番。

○1番（高橋征志） 諸団体との連携というところに関しては、とてもいいことだと思ひますけれども、結局連携の内容がお金ということになっているわけですね。椅子を買ったりだとかということであれば、別にそこはお金にこだわらなくても連携はできると申ひます。なので、寄付は必ずしも必要ではないわけですので、ない学校があっても当然いいと思ひますけれども。

そういう意味で、それが結局保護者の勘違いを生みますし、毎年やっているのであれば、今年だけやめるというのは、正直保護者の皆さんも言ひづらい部分もあると思ひます。たかだか1,000円、2,000円とはいえ、それは保護者が一生懸命働い

て稼いだお金ですので、だったらお金が足りないのであれば、そもそも泣きつく先は保護者ではなくて、まずは公費で何とかできないかというところを検討すべきだと思います。そこを寄付をできるだけ少なくするというか、できればなくしていただきたいのですけれども、もう一度お考えをお伺いしたいと思います。

○議長（富岡幸夫） 教育長。

○教育長（阿部謙一） お答え申し上げます。

P T Aは任意団体でありますので、寄付をする、しないに関しまして、子どもが言及することは妥当ではないと考えております。

○議長（富岡幸夫） 1 番。

○1 番（高橋征志） 今の寄付は、別にP T Aに限ったことではなくて、P T Aとは別に保護者、卒業生の保護者ということで寄付する場合もあると思います。

再三繰り返しになりますけれども、寄付をもらったら当然ありがたいわけですけれども、そもそもやはり学校運営に関わるもの、備品もそうですけれども、やっぱりまずは公費で何とかするところが原則だと思いますので、そこをもう一度お願いしたいと思います。答弁は結構です。

次に、学校徴収金の件に移ります。学校徴収金については、しっかりと指導していくということで、ここは少しおかしいところもありますので、きちんと教育委員会として指導していただきたいと思います。

先ほど個人の所有ですとか、利益が個人に還元というお話がありましたけれども、受益者負担という形できつと考えるはいらっしゃると思うのですけれども、できれば学校教育に関する経費は、原則できるだけ可能な限り公費でできないものかなと思っています。受益者負担だからといって、必ずしも全て私費で賄わなければいけないというわけではないと思うのです。

先日報道がありましたけれども、平内町では中学校の修学旅行ですとか、卒業アルバムの経費を来年度から全額公費で負担すると。町長公約だったそうなので、全額公費で負担するという報道もありました。結局は、最後は行政の意思になるわけです。仮にノートとか、国語ドリルとか、そういったものが個人の手に渡るというのは分かりますけれども、例えばスキー教室のバス代ですとか、校外学習の費用ですとか、学力検査の費用なども諸費として、学校徴収金として徴収されています。そういったところはある意味授業の一環として徴収されているわけですから、受益者負担だから全部私費というわけではなくて、公費で対応する余地もあると思いますけれども、検討していただける余地はありますでしょうか。

○議長（富岡幸夫） 教育長。

○教育長（阿部謙一） 検討はしてまいりましたし、これからも検討を続けたいと考えております。

一例を申し上げます、タブレットが全部の児童生徒に配布されるようになりまして、タブレットで活用できる学習アプリに関して、これは私どもが全児童生徒分を購入して使えるようにしてあります。ご指摘いただきましたように、受益者負担で自分が使うものだから私費でというのは原則ではありますが、今申し上げましたように、大きな教育的効果が期待できることから、そのような対応をさせていただいております。

そのように、市内全児童生徒に対して必要であるということが私どものほうで考えが及んだときには対応しておりますし、またこれからもそうしたものに関しては、常に研究を怠らず努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（富岡幸夫） 1 番。

○1 番（高橋征志） 先ほど私、スキー教室のバス代の話をしましたけれども、スキーというのは結

構お金かかるのです、一式そろえるとなると。バス代ということに関しては、昨年度の決算で、ジオパーク体験活動推進事業ですとか、児童生徒の高い志を育む支援事業とかという事業がありまして、そこでは車の借り上げですとか、バス、タクシーの借り上げというところがあります。外出しとか、特別にやった事業なので、そういう負担をしたということだと思っておりますけれども、子供に関する授業で、教育でバス代が負担できないわけではないので、これで、ないということが分かっていますので、スキー教室だったり、遠足であったり、断れないので、だったらその分はせめても、例えば保護者の負担を減らすために検討していただけないかなと思っています。

というのも、教育予算が足りないという話は、前から市役所のほうにもいろいろとしていますし、教育委員会とも話をしましたけれども、足りているという結構見解を耳にします。余っているのだということです。昨年度の決算を見ますと、教育費の不用額が2億4,000万円、令和3年度だと9,400万円、令和2年度は4,600万円、令和元年度は4,700万円の不用額が決算として教育費から出ています。だったら、この分をせめて、せめてです、バス代などのそういったところに公費として充てていただければ、その分の保護者の負担を少しでも減らせると思うのですけれども、ご検討の余地はないでしょうか。

○議長（富岡幸夫） 教育長。

○教育長（阿部謙一） 当然検討させていただきたいと考えております。しかしながら、不用額に関して言及がありましたので、一例を申し上げれば、海外研修が諸般の事情により行くことがなくなってきた、そのようにやむを得ない理由によって不用額となっておりますので、そこに関しては補足させていただきたいと思っております。

そして、予算全般に関しましては、先ほど余っ

ているというようなご発言もありましたけれども、そのようには私どもは当然考えておりません。全ての児童生徒に必要な教育環境を与え、頑張ってもらうために、私どもは最善を尽くして予算を編成しております。そして、その上で各学校においては、独自の教育課程を組んで、自分たちが目指す子供たちを育てるためにいろいろな教育活動をしていただいております。そうした他校と異なる部分において、それは私費を充当してもらうこともあながち妥当ではないとは言えない、そのように考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（富岡幸夫） 1番。

○1番（高橋征志） すみません、時間がないので……

（「いや、まだ時間はある」の声あり）

○1番（高橋征志） ありがとうございます。服装の話に1点だけお伺いいたします。

先ほど教育的なところにつきましても、もっと議論したかったのですけれども、ちょっと時間がないので、省略させていただきますけれども、例えばジャージや学校の上履き、平等性のほかに安全性、機能性という面があるのですけれども、中学校の実際のジャージや上履き、機能性、安全性というのは、市販されているジャージや靴と大差ないと思うのです。実際小学校では自由な服装、ジャージや上履き履いています。それ中学校の指定がなければ、6年生そのまま着ていけば、改めて中学校を卒業した後、どこにも着ていけないようなジャージを買う必要もないのですけれども、安全性や機能面という部分に関しては合理性がないように思うのですけれども、今後一緒に議論していきたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（富岡幸夫） 教育長。

○教育長（阿部謙一） ただいま指定品についての

ご指摘を頂戴いたしましたけれども、回答は、先ほど制服に関して申し上げたことと同一になると考えております。

一番の目的は、学校が定めていることで私どもは推測するしかないのですけれども、平等な教育環境の保障であると考えております。どうしても中学校で自我の形成期に差しかかり、他との違いが気になるようになると、人と違うものを持っている、ほかの子供がよりよいものを持っている、着ているように見える。そうした環境の中で、子供たちに教育における平等を保障できるかどうか。そのような観点において、平等を確保するために指定品においても、学校は一定の設定をしている、そのように考えております。

そして、その指定品を定める際には、安価、堅牢であり、あるいは安全性等にも十二分に配慮している、そのようにご理解を賜りたいと存じます。

○議長（富岡幸夫） 1 番。

○1 番（高橋征志） ありがとうございます。時間がないので、また引き続き一緒に検討させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

すみません、最後に一言述べさせていただきます。最後、PTA問題について一言だけ触れて終わりたいと、一言、ちょっと触れて終わらせていただきたいと思います。

本日、今朝SNSを見たところ、ある行政書士法人事務所の記事がありましたので、ちょっとご紹介させていただきます。「公立小学校PTAにおいて、ふとしたことから知ってしまったPTAの矛盾や問題を追求した母親は、母、子、共に徹底的に攻撃の対象となってしまう、ついには離婚、生活保護まで追い詰められてしまいました。既得権益を脅かされることに憤りを感じた一部の地元有力者（PTA役員含む）たちは、いわゆる大人の集団いじめを堂々と展開したのです。そして、

都市圏でありながら、このいじめはついに黙認され、ついには教員までもが加担するに至ったのです。詳細は伏せますが、嫌がらせを受けたお母さんは、我が子のことだけでなく、全ての子供を危険から守りたいと考えたことが行動のきっかけでした。そして、PTA会計不正の追求も、子を持つ親の懐事情を知るが故に黙っていられなかったのです。しかし、閉鎖的で画一的な社会のひずみによって、母、子は窮地に追い込まれていきました。我が子だけでなく、全ての子供のために、そうした純粋な気持ちから起こした行動は、ことごとく裏目に出てしまったのです。ついには追い詰められ、お母さんは自殺未遂を起こし、その現場を発見し、110番通報をしたのは、皮肉にもお子さんでした。駆けつけたパトカーのサイレンの音で近所中が何事かと集まってしまい、うわさは瞬く間に広がり、夫は離婚し、家を出ていきました」。

我々の国には、自由が制約された時代がありました。非国民と呼ばれることをおそれ、出征する若者に対し、「名誉だ」、「親孝行だ」、「お国のためだ」などと言って万歳三唱で戦地に送り出したそうです。でも、内心は違ったはずで、大切な人が戦争に行くことを悲しまないことなどあるのでしょうか。でも、そういう当たり前のことすら表に出せない空気感が世の中にあっただと言われていきます。何かと似ていませんか。本当はやりたくもない活動であっても、周囲の目、周囲の圧力があって、やめたい、やりたくないと言えないのが強制加入のPTAだと思います。片や非国民と、片や非常識の親だと非情なレッテルを貼られるところまで同じです。しかし、8月15日、ラジオから流れる玉音放送により、あの時代は終わりました。何の因果か、今日皆さんはラジオを通してPTAの加入は自由だという教育長の答弁を聞きました。むつ市のPTA問題にとって、今日がその終焉の日です。「任意ですが、皆さん加入

しています」、「退会はできますが、卒業記念品は渡せません」、「PTAを退会すると、お子さんが困りますよ」などという、これまでのPTAの常套句は、もはや通用しません。むしろ自らが内包する違法性を自ら明らかにすることになると思います。

私たちは、当たり前前の権利を主張してきました。やめたい人はやめていい、そういう自由、人権としての当たり前前の自由を主張できる時代になります。

最後になりますが、閉鎖的で前例や慣例、慣習が根強いこのむつ市において、PTAが自由だと、この市議会の公の場で確認できました。PTAをやめるなんていうことは言えるはずのないこと、言っただけいけないことだというのが暗黙の了解でした。でも、このずっと当たり前だったこと、絶対に変えられないと思われてきたことが今日変わりました。これは、私の力ではありません。私に1票を託してくれた853人の市民の皆さんのおかげです。市民の皆さんの力です。

PTA問題なんてむつ市政全体から見れば、とても小さなことかもしれませんが、投票という市民の皆さんの自らの行動で、今日自由を取り戻しました。新しい変化を生み出しました。これは、むつ市にとって非常に大きな成果だと思います。

声を上げれば、行動すれば、今の暮らしを、そして未来を変えられる。今日そのことが証明されました。全部がうまくいくとは限りません。けれども、諦めず声を上げましょう。何度でも立ち上がりましょう。未来のむつ市のみんなの笑顔のために。

以上で一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（富岡幸夫） これで、高橋征志議員の質問を終わります。

ここで、昼食のため午後1時20分まで休憩いたします。

午後 零時08分 休憩

午後 1時20分 再開

○議長（富岡幸夫） 休憩前に引き続き会議を開きます。

### ◎杉浦弘樹議員

○議長（富岡幸夫） 次は、杉浦弘樹議員の登壇を求めます。2番杉浦弘樹議員。

（2番 杉浦弘樹議員登壇）

○2番（杉浦弘樹） 皆様、こんにちは。2番杉浦弘樹です。今年は各種選挙が執行された年であり、話題に事欠かない年であったように感じておりましたが、昨日、今年一番の日本を揺るがすビッグニュースが舞い込んできました。フリーエージェントとなっていた大谷翔平選手がロサンゼルスドジャースと10年総額7億ドルという、スポーツ史上最高額の契約を結んだニュースが報道されました。私のみならず日本人、そして世界の人々が注目していたニュースでありましたが、ようやく新たな契約が決まり、同じ日本人としてうれしい思いと同時に、すごいとしか言いようのない話題でありました。

大谷選手は、恵まれた体格から繰り出されるプレーを武器に、全ての人を魅了する選手であります。恵まれた体格といたしますと、私の長男も今年中学校1年生になりましたが、既に中1で私の身長に追いついてしまい、間もなく追い越されてしまうという個人的なニュースがありました。私の身長は176センチあり、決して大きくはありませんが、さほど小さくもない身長であります。それを中学校1年生で既に追いつかれてしまい、今後はどれだけ身長が伸びるのか期待できることか

ら、親としてはぜひとも大谷選手のような世界に通用する選手になって、大金を稼いでほしいという淡い思いを抱いてしまい、野球選手になるよう私なりにいろいろと考え、息子を誘導してまいりましたが、見事失敗してしまいました。しかし、バスケットボールをやりたいという本人の希望から、NBAロサンゼルスレイカーズで活躍する八村塁選手のようにしてほしいという私なりの考えで、見事に方針転換を図り、現在はそれを着実に実行中であります。今のところ、中学生にしては恵まれた体格ではありますが、練習を見ますと、想像力あふれたセンスあるプレーを披露することはほぼなく、大金を稼ぐ選手の片鱗は今のところ感じることはできず、私の淡い思いは砕け散る一歩手前のような気はしておりますけれども、スポーツは何より夢を与えるものであることから、今議会においても「むつ☆かつ」に関しての一般質問が取り上げられておりますが、むつ市からもこれから整備される「むつ☆かつ」から世界に羽ばたく選手が出てきてほしいと願っております。

また、これも最近のことではありますが、私の出身地域である脇野沢地区では、冬の恒例行事であるタラの場取りが実施されました。例年タラの場取りは、12月1日に行われておりましたが、今年は5日に行われ、市長も漁船に乗り、場取りを見学されたようでありました。前日の予報では、波がさほどない予報でありましたが、当日はかなりおのしけで、通常であれば延期するほどのしけでありましたが、今後の天候等を考慮した場合、さらに場取りが延びる可能性があったことから実施したとのことでありました。

市長には、あれだけのしけで、さすがに船酔いしなかったかと私もお尋ねしましたが、市長は「全く船酔いはしなかった」と力強いお言葉が返ってきましたので、私も思わず「さすがです」と市長に返答させていただきました。来年からは、タラ

漁においても人手不足が進んでいることから、市長には見学だけではなく、漁船に乗ってタラ漁を経験していただき、漁師の人手不足に貢献してほしいものと考えておりますので、ぜひともご検討のほどよろしくご願ひ申し上げます、これより4項目5点について一般質問を行います。市長並びに理事者各位におかれましては、誠意あるご答弁をよろしくご願ひいたします。

1項目めは、地域振興についてお伺ひいたします。地域振興とは、それぞれの地域が持つ特性を生かし、人々の住居、職場、学習、娯楽などの環境を整え、地域の魅力を引き出したり、創り出したりする計画のことを言い、「地域おこし」や「地域づくり」と呼ばれることもあります。

その地域振興を図る目的に、コロナ禍前の平成29年からむつ市に住む有志の方々が立ち上げたイベントで、本州最北スーパーカブミーティング“来さまい下北！カブの集い”という趣味から派生したイベントが実施されております。その名のとおり、スーパーカブと言われる原付2種、排気量125ccまでのバイク好きの人たちが全国から集まり、スーパーカブの魅力を発信し、地域振興を図る内容となっております。コロナ禍においては、2度開催を見送りましたが、これまで計5回イベントを開催し、参加車両台数は、主催者発表で約800台、参加者は約1,000名という規模を誇るイベントとなっております。参加者の内訳を見ても、これまでの開催で、北は北海道根室市、南は香川県から参加した方もいるようで、近年の参加車両の割合を見ると、全体の約4割が県外から参加しており、非常に多くの県からの参加車両がある現状となっております。

原付二種は、一種と同様に高速道路の通行が禁止されており、移動に多くの時間を要することから、むつ市でのイベント開催に参加することにお

いては、スーパーカブという乗り物が何よりも好きだという思いがあふれていると同時に、このイベントがもたらす開催場所や周辺地域への経済効果は少なからずあるものと推測されます。

そして、このたびこのイベントを主催する方々から、イベントを通じてむつ市の魅力を発信したいという目的から、原付用ご当地ナンバープレートを導入していただけないかのご提案がありました。以前むつ市議会第233回定例会においても同様の質問が行われていましたが、当時の行政側の答弁は、原付は市外走行が少ない上に、積雪地域では冬期の走行が減少し、PR効果が弱いと考えられることから、導入には慎重な対応が必要との答弁がありました。しかし、現在ではフェーズが大きく変わったと私は感じており、市内の登録台数の多くがご当地ナンバープレートを取りつけ、市外走行を意図的に増やすといったことをしなくても、このイベントで集客できる参加者に対して、ご当地ナンバープレートをつけたスーパーカブがむつ市をPRできるものと考えており、費用対効果の面においても、非常に期待できるものではないかと考えております。いま一度市民からの声を基に導入を考えてみてはいかがでしょうか。

そこで、1点目の質問は、当市における原付用ご当地ナンバープレートの導入についてお伺いたします。

2項目めは、健康増進の推進についてお伺いたします。今年は、下北管内においてインフルエンザの流行が早く、10月から11月にかけて、県内で唯一インフルエンザ警報が発令されている状況でした。報道等においても、全国で例年より流行が早かったようで、都内では治療薬が一時不足となり、治療が必要な子供とともに親が病院を何軒も回り、治療薬を処方してもらおうといったことがあったようで、予防接種を推奨するなどの広

報を促し、対応するなどの事例が報道されておりました。

現在むつ市でも、65歳以上の高齢者や生後6か月から12歳までの子供にインフルエンザ予防接種費用の助成を行っておりますが、蔓延を防ぐための予防強化策や子育て支援といった観点から、インフルエンザ予防接種費用の助成の拡大と各病院で接種費用にばらつきがある現状を踏まえ、近くの病院ですぐ予防接種を受けることができる環境を整備するための施策が必要ではないかと考えます。

そこで、1点目の質問は、インフルエンザワクチン接種費用助成の対象条件拡大と窓口負担の一律化についてお伺いたします。

3項目めは、北限のニホンザルの被害対策についてお伺いたします。今年は記録的な猛暑により、全国各地で鳥獣被害が頻繁しており、これまでに秋田県などでは、過去に例を見ないほど熊が人の生活圏に侵入し、人的被害が多数出るなど報告されており、人と野生動物による生活環境の境界線がこれまで以上に脅かされている危機的状況となっております。

もちろんむつ市も同様に、猿による被害状況については、今年は特に増加している模様で、これまで比較的被害が少なかった地区や昔は被害が多かった地区で、追い払い等の効果により、被害が減少傾向にあった地区でも、今年は被害が拡大されている事例が多く聞かれている状況です。

特定非営利活動法人北限の野生動物管理センター発行の「下北半島ニホンザルモニタリング調査報告書」において、毎年市内での被害状況を見ますと、これまででは対策が功を奏し、全体的に減少している傾向であることが確認できます。しかし、私のところに聞こえてきている被害状況や被害相談等を鑑みますと、猿による被害状況の訴えが正確に吸い上げられ、データに反映されているのか

疑問に思う点も正直感じておりました。被害状況の把握は、次年度への追い払い計画や捕獲計画、また国の補助金等を有効的に使い、限りある予算の中で最大限に効果を生む重要な指針にもなることから、冬の被害対策作業が落ち着くこの時期に最も重要な作業であると思われまます。

そこで、1点目の質問は、被害状況の把握方法の現状と課題についてお伺いいたします。

4項目めは、高齢者無料乗車証（AGEHA）事業についてお伺いいたします。令和3年から開始された「AGEHA」事業は、75歳以上でマイナンバーカードを取得している市民を対象に、高齢者の積極的な社会参加による健康増進及び福祉の向上と公共交通機関の利用促進を目的に実施した事業であります。利用する際は、主に「AGEHA」を運転手に提示することとなっておりますが、利用する路線や運行会社によっては、乗車時と降車時に「AGEHA」を提示することとなっている場合もあるようです。その際、路線を運行する運転手は、専用のシートに「AGEHA」利用者の乗車停留所と降車停留所にチェックすることとなっており、多くの利用者がある場合、記載を忘れるなどのヒューマンエラーが起こりやすい環境となっており、安全運転が基本となる業務において、少なからず影響が出ているものと推測されます。

国では、現在デジタルトランスフォーメーションを推進し、人材不足や企業の業務プロセスを改善した中で新たな価値を生み出し、個人のライフスタイルから産業構造まで劇的に世の中を変えるよう取り組んでいる中で、「AGEHA」の利用においても運転手の負担軽減や安全運転を行っていくことが必要であり、乗車証のICT化を早期に導入する時期に来ているものと考えます。

また、現在のマイナンバーカード取得を義務づけた「AGEHA」の申請方法では、乗車証のI

CT化を推進するに当たり、マイナンバーカードに蓄積されているデータが不要であると同時に、個人情報に関わるものも有することから、ICT化導入の妨げになっているものと推測されます。

そこで、1点目の質問は、乗車証のICT化について、2点目はマイナンバーカードを必要としない乗車証の交付についてお伺いいたします。

以上、壇上からの質問を終わります。

○議長（富岡幸夫） 市長。

（山本知也市長登壇）

○市長（山本知也） 杉浦議員のご質問にお答えいたします。

まず、地域振興について、健康増進の推進について及び北限のニホンザルの被害対策についてのご質問につきましては、担当部長からの答弁とさせていただきます。

次に、高齢者無料乗車証（AGEHA）事業についてのご質問の1点目、乗車証のICT化についてお答えいたします。市では、来年度スマートフォンを活用し、マイナンバーカードと連携した本人確認アプリ、仮称ではありますが、むつ市住民パスポートのリリースを予定しております。現在の乗車証は、専用カードケースの中にマイナンバーカードを入れて活用しておりますが、むつ市住民パスポートでは、乗車証をスマートフォンの画面上に表示させることができるようになり、今後スマートフォンを所有する75歳以上の方は、マイナンバーカードを持ち歩かなくても乗車証を活用することができるようになります。また、これまでどおり、既存のカードケース型の乗車証も活用し、スマートフォンの所有の有無に限らず事業を実施してまいりますので、ご理解賜りたいと存じます。

次に、ご質問の2点目、マイナンバーカードを必要としない乗車証の交付についてであります。本事業の実施に当たり、乗車証利用者の本人

確認と不正利用防止等の観点から、顔写真つきの身分証明書が必要であると考えており、マイナンバーカードは運転免許証の所有の有無に限らず、全ての年代の方がご本人の費用負担がなく、かつ市の財政負担もなく取得できる公的な身分証明書でありますことから、市といたしましてはマイナンバーカードを活用して、本事業を実施しております。

議員ご提案のマイナンバーカードを用いない専用の乗車証の交付につきましては、今後ICT化の先進事例等を調査研究し、利用者と事業者の双方が負担の少ない実施方法を構築してまいりますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（富岡幸夫） 経済部長。

○経済部長（立花一雄） 地域振興についてのご質問、原付用ご当地ナンバープレートの導入についてお答えいたします。

ご当地ナンバープレートは、地域の観光名所や特産品、さらにゆかりのあるキャラクターをデザインに取り入れることで、その地域の特色と魅力を広く伝える手段として導入する自治体があることを存じ上げております。

当市で開催されておりますスーパーカブミーティングでは、県内外から多くの方々が参加されているようでありますので、ご当地ナンバープレートがもたらすPR効果は、一定の効果を生むものと推察しております。しかしながら、市外への走行が少ない原動機付自転車の特性や、冬期には走行が減少すること、またオリジナルのご当地ナンバープレートの製作費用として、1枚当たりの製作費が現状の3倍となる約900円、さらに初期費用として、オリジナルの金型製作の場合は約100万円が必要になると見積もられております。これらのことから、導入に当たっては費用対効果等の課題があり、慎重な対応が必要と考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、北限のニホンザルの被害対策についてのご質問、被害状況の把握方法の現状と課題についてお答えいたします。被害状況の把握につきましては、被害に遭われた方から連絡を受けた際、被害現場での確認または電話での聞き取りを行っており、そのように確認しております。また、川内地区、大畑地区及び脇野沢地区におきましては、分庁舎との情報共有を図るとともに、毎年秋に農作物等被害状況の調査用紙を広報むつと併せて一緒に配布し、冬期間に地区の集会所等にお集まりいただき、被害状況を直接お伺いする機会も設けております。

現状の把握方法の課題といたしましては、農作物への被害などがあっても、その方から連絡がなければ、被害の実態を把握することができないことと考えております。今後におきましては、被害の連絡があった場合には、被害現場だけではなく、必要に応じて周囲の状況も観察し、食害等を発見した場合には耕作者へ連絡するなど、より多くの情報取得に努めてまいりますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（富岡幸夫） 健康づくり推進部長。

○健康づくり推進部長（菅原典子） 健康増進の推進についてのご質問、インフルエンザワクチン接種費用助成の対象条件拡大と窓口負担の一律化についてお答えいたします。

まず、小児のインフルエンザワクチン接種費用の助成についてであります。現在13歳未満の子供は2回の接種が必要となっており、保護者の費用負担がより大きいことから、対象を小学6年生までとしております。しかし、子育て世帯への支援を拡充する観点から、対象者の拡大について今後検討してまいりたいと考えております。

また、窓口負担の一律化についてであります。小児のインフルエンザ予防接種は、予防接種法に定められていない任意接種で、個人予防として本

人または保護者の希望により行われるため、通常は全額自己負担となることを接種費用の一部を助成するものであり、各医療機関で設定した予防接種の料金から助成額を差し引いた金額をご負担していただくこととなります。

任意の予防接種は、医療保険が適用されない保険外診療であることから、各医療機関で自由に予防接種の料金を設定できるものとなっており、料金を市が統一することはできないものと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（富岡幸夫） 2番。

○2番（杉浦弘樹） ご答弁ありがとうございます。それでは、順次再質問のほうをさせていただきます。

まずは、1項目めの地域振興についての1点目です。原付用ご当地ナンバープレートの導入について再質問いたします。まずは、このご当地ナンバープレートを導入するに当たり、大きい金額で言いますと、型枠が100万円かかるということでの答弁がありました。費用対効果も含めて、きちんと見定めて検討していくということでした。

まず、スーパーカブミーティング「来さまい下北！カブの集い」、このイベントは、非常に社会貢献活動も積極的に行っております。これまで令和4年の開催の際には、風間浦村、大畑地区の災害支援を行う目的から、このイベント内で災害募金を実施し、集まった金額をむつ市へ全額寄附した。金額は3万4,000円です。また、令和5年度は市の事業に使うことを目的に、売上げの一部5万円を市へ寄附しております。

こういった社会貢献活動も行っていることから見ましても、このイベントの集客にむつ市の魅力を発信していくポテンシャルもあるように思いますし、何よりご当地ナンバープレートを導入するに当たっての条件というのは非常にそろっていると思っております。なので、ぜひ導入のほう、も

う一度考えてみてはいかがと思うのですが、その辺についての答弁をお願いいたします。

○議長（富岡幸夫） 経済部長。

○経済部長（立花一雄） お答えいたします。

イベントには、県内外からたくさんの方が参加されているということですか、今社会貢献活動もなされているというようなことをお聞きしました。その点につきましては、むつ市のほうに大変貢献いただいているということでありがたいなと思います。しかしながら、先ほども申し上げたように、製作費用がかかるという面もございます。そして、走行している台数とかも考えますと、導入に当たっては慎重な対応が必要ではないかと考えております。

○議長（富岡幸夫） 2番。

○2番（杉浦弘樹） 先ほど答弁でもありました、まずはこのナンバープレートを欲しい方に渡すに当たって、1枚900円程度の経費がかかると。これは、本来ご当地ナンバープレートを導入しているところでも、通常のナンバープレートを交付される場合と違って、金額のほう、例えば一律1,000円とか、そういう形でご負担、支援のほうをしていただくという形でやっているところもあると思いますので、1枚900円の経費を負担していただく部分とかに関しては、私はさほど障害にはならないのかなと考えております。

やはり型枠100万円、これをどうしていくかということだと思うのですが、例えばです、今後このイベントを主催している団体の方々、来年度、再来年度、継続的にこのご当地ナンバープレートを市でぜひとも導入してほしいということで、市へ寄附があった場合は、それは導入の条件になるのかどうか、そちらのほうをお聞きしたいと思います。

○議長（富岡幸夫） 市長。

○市長（山本知也） お答えいたします。

イベントには、先ほど経済部長からも答弁いたしましたとおり、県内外から多くの方が参加されていると認識しておりますし、原動機付自転車を持ち寄り、地域の活性化に貢献していただいて、むつ市にも貢献いただいているということでもありますので、寄附の名目をご当地ナンバープレート製作に使用してほしいといった場合は、そういった用途に使わせていただくということになりますので、前向きに検討させていただきたいと思っております。

もう一つには、地域振興という観点で、やはり私たちが今、経済部長が申し上げているのは、100万円というちょっと具体的な金額になってしまっておりますけれども、ライダーズミーティングをコロナ禍に脇野沢で開催していただいた際に、当市におきましては、にぎわい再生イベント推進事業というものを創設しまして、補助金を交付させていただいて、地域の振興、地域の活性化に予算を計上させていただいております。そういった観点から、市の予算を地域振興のどういったものに使っていくか、経済部のほうを含めて全庁一丸となって考えておりますので、その点も含めて、ナンバープレート導入がこの地域の振興になるかどうかも含めて検討してまいります。

○議長（富岡幸夫） 2番。

○2番（杉浦弘樹） 市長、前向きなご答弁、ありがとうございます。

実は、このカブのミーティングのイベントは、今市長のほうで話しされておりましたライダーズミーティングとも、セットで行っているというふうなことをやっております。実は、来年度に関しては、やっている開催時期が来年ジオパークの全国大会にちょっとかぶる観点から、実は日にちと、あとは今までは連続して土曜日にライダーズミーティングをやって、日曜日に今度カブのミーティングもやっていたのですが、来年度は切り離すような形で今話のほうを進めております。

実際に私も、実はこのライダーズミーティングの実行委員会に入っております、いろいろ運営をしております。初めて脇野沢で開催したときには、市のほうからにぎわい再生補助金をいただいた中で運営できたのは非常によかったなど。地域の振興の部分においても、やはり非常に効果があったなと思っております。その後に行われるカブのミーティングは、毎回同じ場所でやっているもので、周知の部分から非常に認知度が高くなってきておまして、最初のカブのミーティング、実は100名切るくらいの参加車両だったのですけれども、今年300台近く、実は車両のほう集まっております、非常に認知度も高くなっております。

先ほど経済部長のほうからも答弁あったのですが、走行が少ないということで、その導入をどうするか考えていきたいというふうなことがあるのですが、走行が少なくても、わざわざむつ市にスーパーカブに乗った方々が来てくれる、これだけでも周知といいますか、発信のほうは全然違うと思うのです。

なので、今市長からも前向きな答弁はいただきましたが、寄附を今後ご当地ナンバープレート導入に当たって継続的に行っていった場合には、やはりそこは考えますよということでしたが、そういうわけでもなく、イベントの内容が非常に充実しておりますので、市のほうで考えるPR効果が薄いのではないかというふうなのは、決してそんなことはございませんので、何とかもっと前向きな形で、寄附がなくても導入していただけるようなことで今後ご検討をいただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

それでは、2項目目の健康増進の推進について再質問いたします。まずは対象条件の拡大の部分におきまして、部長のほうから前向きな答弁いただいて、本当にありがとうございます。

そこで、窓口負担の一律化の部分についてなの

ですけれども、なかなかこの現状から考えると難しいというふうなことでの答弁でした。実は、私もちょっといろいろ調べてもみました。確かに現状、法律の観点から見ても難しいのかなというふうなことでありました。ただ、対象条件を限定した形で窓口負担の一律化を行っていくということなので、何とかこの辺、導入できないのかなと考えているのですけれども、そこについての答弁のほうをちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（富岡幸夫） 健康づくり推進部長。

○健康づくり推進部長（菅原典子） お答えいたします。

一部への助成ということなのですけれども、現時点では小児のインフルエンザワクチンを含む任意の予防接種ですので、医療機関において自由診療となりますことから、一律化は難しいと認識しておりますけれども、例えば他の自治体での先進例があるとか、あるいは医師会等のご意見なども伺いながら、今後研究してまいりたいと考えております。

○議長（富岡幸夫） 2番。

○2番（杉浦弘樹） ありがとうございます。ぜひとも研究していただいて、導入できるような条件がありましたら、入れていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、3項目めの北限のニホンザルの被害対策についてお伺いいたします。1点目の被害状況の把握方法の現状と課題についてでございますけれども、先日工藤議員もこのことについて、一般質問されておりました。工藤議員も同様に、これまでのデータの被害状況と、実際に住民からの相談を受ける被害状況とは乖離があるのではないかとの趣旨の発言があったと思います。私も同じように感じておりました、特に私は被害件数のところ、これを重視しておりました、この被害件数も近年は減少傾向にあるのですけれども、市では

連絡をくれないと被害の調査ができないので、連絡をいただきたいと答弁しておりました。実際に畑での被害があって、猿の追い払いを早期にしてほしい連絡を市のほうで受けた場合、こういった声に市ではすぐ対応すると思われませんが、この連絡に対しては、追い払いの対策を実施すると同時に、被害状況の現場確認をした中で、この時期に行う被害報告は、再度住民側から行う必要があるのかどうか、そしてこういった事案に対しての被害データの採用はどうなっているのか、こちらのほう、再質問いたします。

○議長（富岡幸夫） 経済部長。

○経済部長（立花一雄） お答えいたします。

夏といたしますか、冬前の被害が実際にあったときに、市のほうで対応した件数が被害の件数と一致しているかということにつきましては、夏期に被害があったと連絡を受けて、市の職員のほうで対応したものについては、その時点で1件というふうに捉えておりました、改めて冬にも調査しているのですが、冬に連絡がなくても、夏の時点の1件が既に被害件数ということで把握してございます。ただ、金額につきましては、その後また被害に遭われる場面もありますので、被害の農作物が増えた場合については、また冬、教えてくださいというようなことで連絡して、やり取りしておりますので、基本的に夏の間に対応したものについては、既に1件。

ただ、その後に同じ畑が被害に遭ったといった場合につきましては、あくまで被害者でカウントしておりますので、1件は1件と、その後に何回被害に遭われても1件という扱いでやっております。

以上です。

○議長（富岡幸夫） 2番。

○2番（杉浦弘樹） 了解いたしました。

それでは、追い払いや捕獲を行っている中で、

偶然にも被害があった畑等を確認することもあるかと思えます。畑の所有者が確認できる場合、その対応はどのように行っているのか。また、そういった事例は、この時期に行う被害報告に所有者からの報告がなければ、どのようにデータに反映しているのか、こちらの事例についてお伺いいたします。

○議長（富岡幸夫） 経済部長。

○経済部長（立花一雄） お答えいたします。

先ほどの答弁で申し上げた点につきましてなのですが、今後におきましては、被害に遭われた周りのほうも確認して、被害、食害等を発見した場合は耕作者のほうへ連絡して、より多くの情報取得に努めてまいるといことで、今後このような対応をしていくということでご理解を賜りたいと存じます。

○議長（富岡幸夫） 2番。

○2番（杉浦弘樹） ぜひよろしくお願ひいたします。

では、次です。市では、現在の被害把握方法で、正確なデータが取得できているかどうか、そちらの見解と、そもそも被害状況は詳細に取れることは可能かどうか、こちらの見解のほう、お聞きします。

○議長（富岡幸夫） 経済部長。

○経済部長（立花一雄） 被害につきましては、先ほど答弁でも申し上げたとおり、被害に遭われた方から連絡がなければ、やはりどういった被害に遭っているかということにつきましては、なかなか市のほうでは被害に遭ったというふうにはできないものと考えておりますので、そういった場合があるとすれば、そこはやはり実情からちょっと離れている部分がある可能性はあると申し上げます。

○議長（富岡幸夫） 2番。

○2番（杉浦弘樹） では、次です。今後被害状況

を詳しく把握するためにも、追い払い作業や捕獲状況の確認、電気柵の設置作業と並行して、この被害確認のパトロールを専用で行うことは、現状のこの作業において、あとは人員の配置とかも含めて可能かどうか。また、被害状況を把握した中で、この時期の被害報告を住民が行う前に、連絡がなくても市で積極的に、この辺で畑をつくっている人がいる、被害に遭わなかったかということ、直接行って対応を取っていくことが可能かどうか、こちらのほうをお聞きしたいと思います。

○議長（富岡幸夫） 経済部長。

○経済部長（立花一雄） お答えいたします。

市のほうでは、基本的には被害があった方からの連絡に基づいて対応しております。そのほか猿の群れについては、発信器等もつけている旨もありますので、ある程度の把握はしてございます。その群れが、例年と言うとあれですけれども、いつも来るような場所に来て被害が想定されるというような場面もあるかと思えます、そういった見回り等を常にやっているところもありますので、そうした被害が実際にあったと発見した場合につきましては、その耕作者のほうへ連絡するようということでしたと考えております。

○議長（富岡幸夫） 2番。

○2番（杉浦弘樹） 今部長のほうから答弁ありました。GPSをつけた猿の活動の部分で、ある程度把握しているということですが、今回脇野沢地区の源藤城地区に住んでいる方で畑を耕されている方からご相談いただいた中で、実はこのGPSを設置していない、今まで、要は人間の生活圏のほうに侵入したことがないと思われる猿が、実際に源藤城地区で畑を耕しているところに被害を与えたということで報告がありました。実際には、こういう形で、今回猛暑によって、山の中に食べるものがますます少なくなってしまった、そのことにより、今まで山の中で生活してい

た猿までもが人の生活圏のほうに侵入してきているといった事例が実際に住民から確認されて、私の方に話が上がってきております。こちらの把握は、今現状、経済部では把握しているのかどうか、そちらのほうをお聞きしたいと思います。

○議長（富岡幸夫） 経済部長。

○経済部長（立花一雄） お答えいたします。

まず、群れの情報がある程度つかんでいるというのは、GPSではなくて電波の発信機になります。本当は、GPS等があれば非常によろしいのですが、バッテリーのもちもそうですし、あとは価格的にもやはりかなり高額になるということで、今現在は電波の発信機で捕捉しているという状況にあります。

源藤城の部分でございまして、こちらについては、今年の被害ということでありまして、被害についてはただいま冬期の調査をしている段階でもありますし、夏の状況のどこに出たかという、そういった資料、今持ち合わせておりませんでしたので、申し訳ないのですが、その部分は今ちょっと回答はいたしかねます。

○議長（富岡幸夫） 2番。

○2番（杉浦弘樹） 壇上でも述べたとおり、やはり私は可能な限り被害状況は吸い上げて、データに乗せることが必要ではないかと考えています。

先ほど部長のほうからも、1点前向きな答弁をいただきましたけれども、やはり次年度の対策においては、正確なデータというもので、有効かつ効率的な作業ができるものと考えております。合併前の旧脇野沢村時代では、村の予算規模から現在のような予算もつかないような状況の中で、当時の担当者はいろいろと考えまして、国の補助金を有効に使った対策を実施し、当時では先進的な対策を行って、猿による被害対策の先進地域となり、多くの自治体関係者が視察に訪れました。工藤議員も提案されておりましたが、専門

員の育成が必要なのではないかと発言されておりました。

私はこのことに対して、以前から質問し、対策を講じるよう提案してきておりましたし、現在ドローンの実証実験を行っておりますけれども、これも以前私一般質問で、実証実験前から提案して、ぜひとも導入していただきたいというふうなことを提案していました。現状、この予算の関係上、追い払い等の作業を行う監視人の増員等が見込めない中においても、必ず私はこの解決策はあると思っております。それがやはりこの被害状況を正しく把握して、そこにきちんとアプローチしていく、これが必要だと思っております。やはり冬の時期、追い払い等の作業が少なくなりますので、ぜひとも今後はこの点に力を入れていただいて、そして可能な限り積極的に被害軽減に努めていただきますようお願い申し上げまして、3項目めの質問を終わります。

では、4項目めの高齢者無料乗車証（AGEHA）について、1点目の乗車証のICT化についてでございますけれども、市長のほうから、こちら前向きなご答弁をいただき、ありがとうございます。スマートフォンを活用した方法で今後利用して、導入をしていきたいということで、またしかも希望する方は、このハードケースも併用してやっていくということで、非常に住民のニーズに沿った形の導入を今後目指していくというふうなので、非常によかったなと思っております。

ただ1点、再質問いたしますけれども、このスマートフォンを活用した方法、実は私の母も渋々スマートフォンを持っているのですが、やはりやり方が分からないということで、実はネットにつないでいない、本当に電話だけしかかけられないようなスマートフォンの使い方しております。どうしても高齢者の方、スマートフォンを活用するに当たってハードルが高いというふうな

こともあります。その点について、どう今後解決していくか、ちょっとお聞きしたいなと思っております。

○議長（富岡幸夫） 市長。

○市長（山本知也） 高齢者の皆様がスマートフォンが使いこなせるかどうかという観点でのご質問だと思いますけれども、新年度の予算に関わることでありますので、明言はできかねますけれども、通常の広報活動だけではなくて、高齢者を対象としたスマホ教室等の開催を通じて利用の拡大、また高齢者の皆様がスマートフォンを使いやすく、使ってもらえるように、市としても政策を展開してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（富岡幸夫） 2番。

○2番（杉浦弘樹） 市長、ありがとうございます。今回のこの乗車証のICT化の質問は、どちらかといったら、利用者よりも運転手の部分の観点から、安全運転がやはりこれ一番必要となる業務になりますので、そこを担保するためにこのICT化を導入したほうがいいというふうなことで話させていただきました。今後スマートフォンを活用した方法でやるに当たって、高齢者や誰でも分かりやすい簡易的な導入の形でぜひともやっていただきたいと思っておりますので、そちらのほうお願い申し上げます。

2点目です。マイナンバーカードを必要としない乗車証の交付についてでありますけれども、こちらの質問をするに当たっての経緯なのですが、実はこれまでマイナンバーカードの部分、非常に問題がありまして、以前はマイナンバーカードにおいて改善する余地があるのではないかと、国会でも議論が行われておりました。やはり住民からは「AGEHA」は欲しいのだけれども、この問題あるマイナンバーカードとひもづけされた申請方法は、やっぱりどうしても抵抗

があるのだよねというふうなことで、相談があったのですけれども、一部住民からは、マイナンバーカードと「AGEHA」の部分申請する際、ひもづけしないで、ぜひともやってほしいということでもあります。もしスマートフォンでの活用の導入に当たって、マイナンバーカードと切り離れたスマートフォンだけで申請できるような申請方法は取れるのかどうか、そちらのほうをお聞きしたいと思います。

○議長（富岡幸夫） 市長。

○市長（山本知也） まず、マイナンバーカードにつきましてでありますけれども、これ議員の皆様にもお願いしたいと思いますけれども、市のほうではマイナンバーカードによる誤った何か登録がされているということにはございませんので、そのことについては、市の広報を通じて何度も情報提供させていただいておりますけれども、市民の皆様にもそのようにご理解いただけるように、議員の皆様からもお伝えいただければと思います。

その上で、今高齢者無料乗車証事業「AGEHA」の事業にマイナンバーカードを利用している理由につきましては、乗車証利用者の本人確認と不正防止の観点から顔写真つきの身分証明書が必要であると考えてございます。75歳以上の皆様に運転免許証を返納いただいてバスに乗っていただくということを考えておりますので、顔写真つきの証明書というの、運転免許証以外で保険証も含めて、顔つきの証明書というのはなかなかございませんので、費用の観点からも利用者の皆様が無料で取得いただけるマイナンバーカードを今顔写真つきの身分証明書という観点で、不正利用の防止の観点から導入をさせていただいております。

また、先ほど壇上でスマートフォンを活用した本人確認アプリの仮称でありますけれども、むつ市住民パスポートにつきましても、こちらも本人

確認という観点で、マイナンバーカードをスマートフォンに取り込むといったイメージのアプリになってございまして、マイナンバーカードとの連携が必須になってございます。今のところのアプリとしては、マイナンバーカードが必要になっておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（富岡幸夫） 2番。

○2番（杉浦弘樹） 分かりました。

すみません、1点、1つ前の乗車証のICT化についての再質問、最後させていただきたいと思えます。先ほど私も壇上で述べましたとおり、今現状「AGEHA」を提示して、ある路線では、乗車した停留所と降車した停留所を専用のシートにチェックするというふうなことをしているというところでございましたけれども、これスマートフォンを活用した方法になる場合、この作業というのは取りあえずなくなるものと認識していいのか、そちらのほう、最後お聞きします。

○議長（富岡幸夫） 企画政策部長。

○企画政策部長（角本 力） お答えいたします。

現在でも「AGEHA」を利用する際には、乗車時も降車時も「AGEHA」を見せてくださいということでお願いしておりますけれども、車両の形態によっては、後ろ側から乗って前から降りるというようなものもございまして、基本的にはそうですけれども、運行する形態によって、事業者様のほうでお考えになっているものだというふうに認識してございます。

○議長（富岡幸夫） 2番。

○2番（杉浦弘樹） ありがとうございます。今回は非常に市のほうから前向きな答弁をいただいた一般質問だと思っております。本当にこれからは住民のニーズ、ましてや利用を促していく側にとっても一番いいような形でやっていけるよう、今後も市側と調整を取りながらやっていきたいと思っておりますので、ぜひともご協力をお願い

申し上げます、私の一般質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長（富岡幸夫） これで、杉浦弘樹議員の質問を終わります。

ここで、午後2時25分まで暫時休憩いたします。

午後 2時14分 休憩

午後 2時25分 再開

○議長（富岡幸夫） 休憩前に引き続き会議を開きます。

### ◎中村正志議員

○議長（富岡幸夫） 次は、中村正志議員の登壇を求めます。14番中村正志議員。

（14番 中村正志議員登壇）

○14番（中村正志） こんにちは。自由民主党、自民クラブの中村正志です。むつ市議会第258回定例会に当たり、一般質問を行います。市長並びに理事者の皆様におかれましては、明快かつ具体的で前向きなご答弁をお願いいたします。

今年も残り僅かとなりました。この時期になると話題になるのが今年の新語、流行語でありますとか、今年を表す漢字一字とか、今年の大ニュースであります。皆様にとりましては、どのような一年でありましたでしょうか。やっぱり「A. R. E」でしょうか。

むつ市にとりましては、政治的に大きな変革の一年でありました。3人の新しい県議会議員が誕生し、4月には山本知也新むつ市長が誕生いたしました。そして、6月には宮下宗一郎新青森県知事が誕生いたしました。新時代の始まりの一年となりました。

私が個人的に一番気になったニュースは、今年2023年、日本のGDPがドイツに抜かれ、世界4位に転落するという見通しが示されたことです。

アメリカ、中国に次ぐ経済大国と位置づけられてきた日本ですが、人口が日本の3分の2であるドイツに逆転されかけています。円安により、GDPの数値がドル換算で目減りしていることや、ドイツで急激なインフレが進んだことが直接の要因のようですが、ウクライナ侵攻の影響で景気が低迷しているドイツに日本が抜かれるとなると、日本の経済成長力の弱さが懸念されるところであります。

その他の理由として、賃金が挙げられます。ここ30年ぐらいのより長期的な視点で見ると、日本の名目賃金は1.1倍しか上がっていないのに対して、ドイツは2.1倍も上がっています。加えて、研究開発や教育への支出といった将来への投資がこれまで他の先進国に比べて少なかったことも響いていると思われまます。

人口減少に伴う市場の縮小と同様に、日本はますます貧しい国となっていくのでありましようか。経済規模が大きいほど、その国の人々が幸せになるというわけではありませんが、一方では人材の流出や国際社会における発言力の低下も懸念されます。

IMFは、2026年には今度はインドが日本を抜き、僅か3年で日本は5位に下がると見ています。緊迫する国際情勢の下、日本が一定の存在感を保つためにも、思い切った賃上げを続けることや、未来への投資を増やして、力強い経済を取り戻す努力が一層求められております。

こんな感じで私の質問は続いていくのでありますけれども、私最近催眠術の研究をしております、もし眠くなる方がいらしたら、それは私のせいですので、ご了承願います。

それでは、質問に入ります。質問の第1は、自治体のマーケティング戦略についてであります。

「母になるなら、流山市。」、皆さんも一度は聞いたことのあるフレーズではないでしょうか。こ

れは、6年連続で人口増加率1位となった千葉県の流山市の有名なコピーです。シティプロモーションに関わる自治体職員なら、このコピーを知らない者は存在しないと言えるほど、多くの自治体へ強い影響を及ぼしました。また、流山市には日本の自治体で唯一のマーケティング課があります。

地方自治体を取り巻く環境は、大きく変貌しております。1993年に始まる数回の地方分権・地域主権改革は、機関委任事務の廃止や義務づけ、枠づけの見直しなど、自治体の権限を強め、政策の自由度が拡充されました。その結果として、地域における独自の政策形成が可能となり、住民ニーズに的確に対応できる自治体か否かの力量が問われることとなりました。

2001年に閣議決定された骨太の方針の中に、政策プロセスの改革として、NPM (New Public Management) の導入が掲げられました。この行財政改革の手法であるNPMの大まかな定義としては、住民起点の顧客主義、成果主導の政策統制、市場メカニズムの活用、政策評価によるPDCAサイクルの実施が挙げられます。

総務省の調査によると、行政運営の効率化や行政活動の成果向上を目的としてNPMを導入済みの自治体が7割を超えており、政策評価と予算編成がリンクしている状況が伺えます。

また、2014年には、まち・ひと・しごと創生法により、全国一律の施策を展開するのではなく、様々なニーズに応える多様な政策メニューをそろえ、地方自身による裁量性と責任ある地方主導の政策づくりを全力で支援していくという姿勢を政府は明確にしました。こういった方針に基づき、政府は自治体に対し、地方版総合戦略の策定に努める旨の通知を出し、その策定に当たっては、KPIによる具体的な施策と客観的な指標を盛り込

むよう助言しています。地方主導の政策づくり、KPIによる成果主義、先進的政策に対する国の支援という地方創生の原則は、政策的な競争環境の創出とも言え、自治体間競争を促進することになります。

ところが、NPMはあくまでも行政内部の管理統制手法にすぎないのであります。自治体の事務事業の効率、向上には貢献したが、自治体間競争時代には、能率よりも、むしろ成果が強く問われています。成果とは住民満足であり、そのためには住民ニーズを起点とした意思決定と価値創造が不可欠であると考えます。

NPMの根本的な限界として、NPMでは異なる行政分野間での価値選択はできないこと、異なる行政分野間で予算を柔軟に再配分しようとするれば、効率性だけでなく、地域間の公平性や所得配分への影響も踏まえた何らかの価値判断が必要になることが指摘されています。住民が納得する価値選択を安定的に行うためには、価値選択基準の明確化と、その基準を組織的に提供するシステムを構築することが必要であります。そして、そのような意思決定と価値創造のシステムこそが企業におけるマーケティング手法であります。NPMの限界を超えて、住民満足の向上を実現するには、新たな経営手法として自治体へのマーケティング導入を強力に進める必要があると考えます。

以上から、自治体のマーケティング戦略について質問をいたします。

1点目として、マーケティングの必要性と目的、政策決定における役割、むつ市ではどんな場面で、誰が、どのセクションで行っているか、むつ市としての考え方と取組状況についてお伺いいたします。

2点目、政策立案に当たりデータ収集、データ分析はどうしているか。政策の成果を図るためのデータ分析はどうしているか。政策決定に当たり、

ターゲットを絞ることに抵抗感はあるか。ターゲットを決めるのに、どういう点に気をつけているか。データの分析とターゲティングについてお伺いいたします。

3点目、情報発信について。情報発信ツールごとにメリット、デメリットを把握した運用方法は決められているか。情報発信ツールごとにターゲティングされているか。目的を明確にした情報発信はできているか。情報発信後の効果測定はどのように行っているか。戦略的な情報発信についてお尋ねをいたします。

質問の第2は、教育行政についてであります。

1点目として、GIGAスクール構想についてお尋ねをします。社会の在り方は、これまで4段階の変化があったと言われていています。1段階が狩猟社会、2段階が農耕社会、3段階が工業社会、4段階が情報社会です。社会の在り方が変わるたびに、人々は働き方やライフスタイルの変化を求められてきました。

現在のSociety5.0とは、5番目の社会になるのですが、内閣府によると、Society5.0は次のように述べられています。「サイバー空間とフィジカル空間を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会」、何のことかさっぱり分かりません。この解説だと分かりづらいので、もう少し身近な例で言うと、例えばペイペイによる支払いを想像してみてください。ペイペイとは、現金を使わずにスマートフォンで支払うサービスで、使っている人も多いと思います。スマートフォンの2次元コードやバーコードを読み込ませるだけで支払いが完了します。まさに仮想空間と現実空間を高度に融合させたシステムということになります。

こうした身近な例を見ると、新しい価値やサービスが登場していることを感じます。ペイペイのような新しいサービスが登場、普及すれば、今存

在するサービスや職業が将来なくなっている可能性は十分にあり得ます。つまり時代が変われば働き方も大きく変わり、世の中の考え方や常識も変わります。そうすると、今までの教育も通用しなくなってくるということだと思えます。

このような背景から、国ぐるみで大きな変化に対応する子供を育てる必要が出てきました。そこで、GIGAスクール構想が登場したのだと私は思います。GIGAスクール構想のGIGAは、Global and Innovation Gateway for Allの略語で、直訳すると、全ての人のための国際的で革新的な扉という意味になります。

文部科学省は、日本の学校におけるICT環境が他の国と比較して脆弱だという危機感がありました。2018年の調査において、日本の学校で授業中にデジタル機器を使用する時間は、OECD加盟国の中で最下位でありました。そこで、文部科学省は、2019年にGIGAスクール構想を発表し、2020年度の学習指導要領の改訂に盛り込みました。本来は、5年かけて各学校のICT環境を整備する予定でしたが、新型コロナウイルス感染防止のために行われた休校措置などがあり、前倒して整備されました。むつ市においても、全ての小・中学生にタブレット端末が支給されたと認識をしております。

以上から、GIGAスクール構想の具体的な目的について、むつ市の現況はどうなっているのか。急ピッチに進められたことによる弊害は出ていないか、タブレット端末の活用状況はどうなっているか、今後の課題についてはどのように捉えているか、併せてGIGAスクール構想についてお伺いいたします。

教育行政の2点目は、令和5年度全国学力・学習状況調査の結果についてであります。これは、本年4月に実施され、むつ市においても先日その

調査結果が公表されました。この場でこの結果について詳しく述べることはしませんが、小学校6年生、中学校3年生とも、全国平均、県平均を下回っており、この傾向はここ数年続いております。現状に大きな危機感と責任を感じております。

この調査結果を受けて、今後具体的に、いつまでに、どこをどう変えていくのか、何をするのか、そのために何が必要か、それを現場で徹底できるか、その結果をどう検証するのか、併せてお伺いいたします。

教育行政の3点目は、中学生の部活動任意加入についてであります。この件については、先日野中議員が同様の質問をしていますので、重複している点もありますが、お尋ねをします。「むつ☆かつ」や部活動に加入していない人数、割合はどうなっているか、加入していない生徒の放課後の過ごし方はどう変化しているか、加入していないことによる生活面、学習面に与える影響はあるのかお伺いいたします。

教育行政の4点目は、下北地区統合校の県との協議についてであります。この件についても、先日富岡直哉議員が同様の質問をしていますので、重複している点もありますが、お尋ねをします。下北地区統合校については、県において先月実施設計の入札が行われており、2024年度には着工し、2027年3月に普通教室棟及び管理特別教室棟、同年12月に実習棟を順次完成させ、2027年度内の開校を目指す計画となっております。

統合校については、これまでも県との協議を重ねてきています。また、本年には検討委員会も設置されました。そこで、検討委員会の現況とこれまでの協議を通じて県に対して求めたい事項はどのようなものか、併せてお伺いいたします。

以上、壇上からの質問といたします。

○議長（富岡幸夫） 市長。

（山本知也市長登壇）

○市長（山本知也） 中村議員のご質問にお答えいたします。

自治体のマーケティング戦略についてのご質問の1点目、むつ市としての考え方と取組状況についてお答えいたします。まず、マーケティングの必要性についてであります。政策の決定において重要な要素の一つは、市民の皆様のニーズを把握することであり、これをマーケティングの一つと捉え、必要であると考えております。

次に、政策を考える上で、市民の生の声を聞くことが最も効果的であると考え、私が市長に就任してすぐにスマイル・トークリレー「FLAT」を立ち上げ、これまでに26回開催し、延べ549名の方の声を伺ってきました。この中で、誰が、何を、どれだけ必要としているのかを把握し、これを踏まえて政策を決定した後に、市民の皆様の満足度向上につながるよう施策を検討しております。

これらの検討に当たっては、担当課が中心的な役割を果たすこととなりますが、庁議や私と担当部局との事務協議、各種計画の策定委員会等、案件によって様々な場が設定されております。実際の取組をご紹介しますと、市の最上位計画であるむつ市総合経営計画は当市の政策を取りまとめたランドデザインであります。総合経営計画の策定段階においては、ワークショップ形式による市民会議や市民アンケート及びパブリックコメント等により市民ニーズを把握し、基本方針に施策項目、施策内容と体系立て、さらには政策の方向性及び目標となる指標を定めた上で、目標達成のための主要計画を策定しております。また、主要計画の実現のため、担当部署において施策を作成し、政策の目標達成に向け検討しておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、ご質問の2点目、データの分析とマーケティングについてお答えいたします。まず、政策

立案に当たってのデータ収集、データ分析についてであります。経済産業省と内閣官房が提供する地域経済分析システム「RESAS」や各機関が公表しているデータを収集しているほか、「FLAT」や市民アンケート、手紙、メールでいただく市民の声、パブリックコメント、さらには関係団体との意見交換等により市民意見を集約し、分析を行っております。今後につきましては、市政に対する満足度だけではなく、不満もご意見としていただけるよう、より深掘りしたヒアリングを行うなど調査研究し、政策の立案に生かしてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

次に、政策の成果を図るためのデータ分析についてであります。外部評価を含めたPDCAサイクルによる分析を行い、毎年度進捗を把握し、施策の見直しを行っております。

次に、政策の決定に当たり、ターゲットを絞ることに抵抗感はあるか、ターゲットを決めるに当たり、どういう点に気をつけているかについてあります。人員と財源に制限がなければ、市民の皆様全ての要望にお答えすることが可能です。しかしながら、人員と財源には限りがありますので、何を、何をしないのか、限られた人員及び財源をいかに割り振るかの選択と集中及び市民の皆様が求める基準がどこであるのかを把握することにより、人員と財源を適切に割り振ることで、より効率的な市政運営を図る必要があります。今後につきましても、市民ニーズの把握に努め、信頼される市政運営に努めてまいりますので、ご理解賜りたいと存じます。

次に、ご質問の3点目、戦略的な情報発信について及び教育行政についてのご質問につきましては、教育委員会及び担当部長からの答弁とさせていただきます。

○議長（富岡幸夫） 教育長。

(阿部謙一教育長登壇)

○教育長(阿部謙一) 中村議員の教育行政についてのご質問の1点目、GIGAスクール構想についてお答えいたします。

GIGAスクール構想は、Society5.0時代に対応すべく、ICTの活用により、個別最適化された学びを全ての子供たちに提供することを目的に行われている文部科学省のプロジェクトであり、高速大容量の校内LANの整備と一人一人の端末配備がハード面の主な柱となっております。

当市においても、2020年度から普通教室と体育館へのLAN整備と児童・生徒への1人1台端末の配備を進め、現在は全小・中学校においてそれらの配備が完了いたしております。タブレット端末を利用して効果的に学習を進めるには、議員ご指摘のように、教員の指導力向上が不可欠であります。当初は、教員間の指導力の差が懸念されておりましたが、教員を対象とした研修会を複数回開催するなどして、教員の指導力向上に努めております。

活用の在り方については、当初新型コロナウイルスによる出席停止の児童・生徒を対象としたオンライン授業での活用が多く見受けられましたが、現在は子供たちが黒板に向かうこれまでの学習スタイルから、考えを共有したり、発表したり、あるいはデジタル教材に取り組んだりするなど、授業形態が大きく変化いたしております。さらには、体育のハードルのような実技を伴う授業や集会での活用、そしてアンケート調査への利用など、多くの場面でその活用が図られております。さらに、学校によっては毎日または週に数回、タブレット端末の持ち帰りが行われ、自主的にデジタル教材に取り組むなど、質の高い学習へとつながってきております。また、通信環境が整っていない家庭には、希望に応じて、デジタル教材をインストールした端末を貸与することで、児童・生徒の

学びの保障につなげております。

今後も教員の指導力向上、授業等での活用の充実、長期休業を含めたタブレットの家庭への持ち帰りのより一層の推進等、引き続き学校と連携して進めてまいりたいと考えております。

ご質問の2点目、令和5年度全国学力・学習状況調査の結果についてお答えいたします。まず、本年度の結果につきましては、先日の広報むつへの掲載に加え、本市のホームページや今年度から開設した教育委員会学校教育課のホームページに掲載いたしております。議員ご指摘のとおり、ここ数年振るわない結果が続く、教育に携わる者の一人として、大きな危機感を抱いております。

今回の結果を受けて、当教育委員会ではこれまで取り組んできた施策に加えて、本調査結果の詳細な分析を行い、各教科に対する身につけている力と育てたい力及び手だて、この2つの項目についてまとめた資料を作成し、各小・中学校に配布、説明するとともに、各学校の実情に応じた取組を進めるよう依頼しております。当教育委員会いたしましても、その学年で身につけるべき内容の定着を図り、今年度の学習内容をしっかり定着させて、次の学年へつなげることが大切であると考えております。

また、学力向上に向け、学校を支援するための取組として、今年度新たに英語検定の半額補助や指導主事のミニ訪問による教員の指導力の向上、ICT活用に向けたアプリケーションの配備などの新たな施策にも取り組んでおります。なお、小学校5年生、そして中学校2年生を対象に8月に実施されました青森県学習状況調査におきましては、県の平均を上回る教科等もあり、回復の兆しを感じております。今後も学校訪問等の機会を利用して、各学校の取組状況の把握に努めるとともに、教員への指導、助言を図るなど、本市の未来を切り開く児童・生徒の育成に向け、学校間でそ

の取組に差が生じないよう努めてまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

ご質問の3点目、中学校の部活動任意加入についてお答えいたします。「むつ☆かつ」や部活動に加入していない生徒の人数、割合についてですが、本年9月現在、生徒数1,274人のうち、206人が「むつ☆かつ」に加入しており、学校部活動への加入は865人、どちらにも参加していない生徒は203人となっております。この人数は、全体の約16%となっております。

次に、加入していない生徒の放課後の過ごし方についてであります。各校においては、生徒の自己決定を支援するとともに、その後も必要に応じて教育相談等により自己実現を支援しております。部活動任意加入の本来の目的は、生徒の主体性の育成にあります。自らの可能性を自らの意思で開く生徒の育成を目指して、今後も努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（富岡幸夫） 総務部長。

○総務部長（吉田和久） 自治体のマーケティング戦略についてのご質問の3点目、戦略的な情報発信について、情報発信の特性を生かした情報発信をどのように行っているかについてお答えいたします。

情報発信手段であります広報活動は、市政と市民の皆様をつなぐ最大のツールであり、市のサービス、取組、政策について市民の皆様幅広く知っていただくため、非常に重要な活動であると考えております。現在市の広報活動につきましては、広報むつやチラシなど紙媒体による広報、公式ホームページや防災かまふせメール、LINEやYouTubeなどの各種SNSなどのインターネットを媒体とした広報、ラジオ、テレビ、新聞といったマスメディアに対しても記事や番組として取り上げてもらえるように積極的なプレスリリース

を行うなど、あらゆる媒体を複合的に活用して、市民の皆様にも市政の情報をお届けしております。

なお、効果測定につきましては、例えばSNSは閲覧数、コメント、「いいね」の数など、コンテンツへの反応を把握し、広報紙などにおいても市民の声などを確認しているほか、マスメディアについてもプレスリリース後に記事や番組となった報道の回数や内容などを調査研究し、今後の情報発信に生かすこととしております。

戦略的な情報発信を行う上で重要なことは、市民の皆様をはじめとした情報の受け取り手に必要な情報をいかに受け取っていただけるかです。多様な情報発信の手段により、文字や画像、動画などの特性を生かすことで、まずは興味を持っていただき、積極的に情報を受け取っていただけるよう今後も研究を重ね、さらなる工夫を凝らしてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（富岡幸夫） 企画政策部長。

○企画政策部長（角本 力） 教育行政についてのご質問の4点目、下北地区統合校の県との協議についてお答えいたします。

本年6月29日に立ち上げた下北地区統合校検討委員会は、地域の教育関係者、商工関係者、高校関係者など18名の委員で構成され、県教育委員会や近隣町村の教育委員会にもオブザーバーとしてご出席いただいております。

これまで2度の会議では、下北地区統合校の課題についてや大湊高等学校の現校舎の利活用などについて、委員の皆様から様々なご意見をいただいております。また、市議会の一般質問でいただいたご意見等につきましても、検討委員会にお伝えしているところでございます。

会議の内容につきましては、ご出席いただいております県教育委員会事務局より県教育長並びに県教育委員へご報告いただいております。

会としても地域の意見を踏まえてご検討いただけるものと考えてございます。

市といたしましては、引き続き検討委員会において検討を重ねまして、新たな学校が地域の子供たちの未来を開き、地域に愛される学校となるよう、地域の声を県教育委員会へ届けてまいりますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（富岡幸夫） 14番。

○14番（中村正志） それでは、再質問をさせていただきます。

まず、教育行政のほうから再質問させていただきます。4年ぶりの一般質問であります。度々学力につきましては、この場で議論をさせていただいてまいりました。それは、むつ市の子供たちの可能性を伸ばしてやりたいという思いであり、環境面でハンディキャップを抱えるむつ市の子供たちが全国の、全世界の子供と対等に競争してほしいとの思いからであります。

壇上でもお話をさせていただきましたが、現状に大きな危機感を持っています。同時に責任も感じています。ここ数年続いている結果が下がっているという状況は、我々大人の責任だと思っています。子供たちに本当に申し訳ないと思っています。市長、責任は感じませんか。

○議長（富岡幸夫） 市長。

○市長（山本知也） 私自身も近年のむつ市の学習状況調査をしっかりと把握しておりまして、現在の状況に危機感を抱いております。教育については教育長の所管になりますけれども、私自身もむつ市総合教育会議の場において、むつ市の子供たちが地域を羽ばたいて世界で活躍できる、そういった子供たちを育てていくために、今地理的なという話もありましたけれども、この4年間のコロナ禍におきまして、オンラインというのが急速に発達いたしまして、大学のなかった当市におきまして、短期大学、4年大学がサテライトという

形で設立されたということは、前向きに捉えておりまして、オンラインを活用して既に全国、世界各地とつながれる状況になっておりますので、これらを十分に活用しながら、これからむつ市の未来を担っていく子供たちのために、学習状況調査の一つの数値にこだわることなく、大きな意味で人間力を育てるという観点でこれからも取り組んでまいりたいと存じます。

○議長（富岡幸夫） 14番。

○14番（中村正志） ありがとうございます。確かに今の子供たちに直面している状況というのは、多分私たちが経験したことのない学びが子供たちに押し寄せてきているのだというふうに思っています。教室においては、子供たちの多様性が高まっています。子供がうまく学べないのは、子供の側に問題があるのではなくて、カリキュラムや学習環境の側に問題があると思っています。なので、改革の余地は十分にあると考えております。

子供は、学ぼうとしておりますし、学ぶ力を持っています。子供は、有能な学び手であって、適切な環境と出会えば、自ら進んで学んでいきます。だからこそ我々は、先ほど教育長がお話しされました改善策等を行って、子供一人一人の学びの質を高める授業づくりを強力に進めていかななくてはならないというふうに思っております。教育長、この実現は可能でしょうか。

○議長（富岡幸夫） 教育長。

○教育長（阿部謙一） 可能であると考えております。壇上でもお話をいたしましたとおり、県の学習状況調査においては、現に改善の兆しが見られております。こうした流れをしっかりとした子供たちの実力に還元し、併せて先ほどお話をいたしました教職員の指導力向上等にも努め、議員が問題として、そして責任を感じているとおっしゃった子供たちの学力の定着に関して、私ども教育委員会はより一層大きな責務を感じ、そして大きな

決意を持って臨んでおります。

I C Tの活用に関しては、教育的環境に決して恵まれているとは言い難い本市において、そうした環境を乗り越えるツールになり得ると考えております。こうした視点も併せて学校と共有しながら、子供たちが本来持てる力をしっかりと発揮できる環境を形成し、子供たちにしっかりとした力をつけていくように努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（富岡幸夫） 14番。

○14番（中村正志） 学習の過程には、私3つの段階があるというふうに考えています。それは、理解、定着、活用だと思っています。理解は、新たな概念が分かることで、新たな概念を理解しても、定着していないと成績には、これつながっていきません。発展的な問題あるいは初めて見る問題でも、自分が持っている素材をきちんと使えるというのが活用で、活用までできれば定期テストでは点数が取れるというふうに思っています。基礎的な理解、定着、活用において、その活用のレパートリーが増えた結果深い定着が起こり、その結果深い理解に到達するから、また新たな活用に至るのではないかというふうに思っております。

今回の調査結果を見ると、むつ市においては下位層の割合が高くなっております。分布がいびつな形になっています。これは、多くの子供たちが一定水準まで到達していないということを表していると思っております。なぜそんな問題が起こるかという、前提の状態が個人個人多分違うからなのだろうと思っております。例えば九九が身につけていない子供に割り算を教えるというのは、難しいだろうなと思いますし、ただしそこには、それこそ先ほど来出ております個別最適化のポイントがあると私は思っています。

そういう意味で、前提の知識事項をまず補充す

る必要があるのだろうなと考えています。その意味において、私はこの定着というものがテクノロジーが担う領域だと思っています。記憶定着の学習を個別最適化するためにタブレット端末を大いに活用すべきだと思います。

教育長は、以前タブレット端末は個別最適化に適した学習ツールであり、全児童・生徒に有益であると話されておりました。今現在むつ市においてタブレット端末は、それぞれ子供たちに渡っておりますが、それを今言った個別最適化に適した状態にあるのか、要は機械が持つポテンシャルを発揮できるような使い方をしているのかどうか、その点について再度お答え願います。

○議長（富岡幸夫） 教育長。

○教育長（阿部謙一） お答えいたします。

子供たちに我々が身につけさせたい力、大きく申し上げれば、知識と考え方が2つに分けることができる、そういう考え方もあります。そして、知識は教えることができる、考え方は育てなければならぬ。この2つの点に関して、我々は共に子供たちに求めていかなければならぬ、そしてしっかり定着をさせていかなければならぬと考えています。

どちらの力も全ての子供たちに身につけさせるべき一定水準のレベルがあります。そのレベルに全児童・生徒を到達させることが我々の一義的な使命であり、そのためには、議員ご指摘のようにI C Tの活用、コンピューターの利用は非常に大きな効果を持つと考えております。

一例を挙げれば、前者の知識に関しては、子供たちがつまづく問題、人によって様々です。そのつまづく問題がどの単元、どういった傾向の問題に集中しているのか、あるいは難度が高い問題であるのか、低い問題であるのか、こうしたことをタブレットを通せば分析することが可能であり、その分析によって、子供たちに一番必要な問題を

選んで与える、そして真に子供自身にとって必要な課題に全員が取り組めるように、そのような対策を行っておりますので、これが前者の知識に対するタブレットの活用としてお答えできることかと思えます。

そして、後者の考え方につきましては、まさに児童・生徒が何に興味を持ってどんなふうに頑張るのか、そうした力を育てていかなければなりません。先ほど市長が答弁された子供たちに真の力を身につけさせたい、まさにこの分野の力がそうした指摘に当たるものであると考えております。こうしたものを育てるためには、授業や、あるいは自宅に帰ってからの学習等で一人一人が自らの興味、関心に従って自らが課題を定め、それを解決をしていく、そうした学習を子供たちに定着させなければなりません。

今現在この点に関しては、十二分な定着がなされている状況ではありません。先ほど来申し上げておりますように、先生方の研修や私どもも共に学びながら、こうした学習形態が全ての子供たちにとって可能となるように努めてまいりたいと考えております。

○議長（富岡幸夫） 14番。

○14番（中村正志） むつ市では、高校進学に当たって、選択肢がどうしても少ない。この少ない選択肢が数年後には2つになってしまいます。そして、さらに減っていくということです。加えて、ちょっと表現はあれですけども、競争が少ないです。ここ数年、市内の3校は定員割れは起こしていますし、志望校を決める段階でうまく振り分けることができれば、よほどのことがない限り、全員が合格できている状況があります。同じ青森県内でも、青森市や弘前市、八戸市では厳しい競争があって、受験日に向けて学力がぐぐっと伸びていく力が強くなっています。残念ながらむつ市では、それが極端に弱いというふうを感じていま

す。

その結果何が起こるかという、高校1年生の1学期の期末テストが終わる頃には、授業についていけない生徒が3分の1ほど出てくるという現実が残念ながらあります。これでは、数年後、全国の子供たちと対等に戦えるはずはないというふうに感じています。

以前受験のときの結果について、各校で把握しているだろうと教育委員会ではお話をされていましたが、今現在教育委員会において受験結果について、市内の中学3年生たちの結果のほうの把握はできておりますでしょうか。

○議長（富岡幸夫） 教育長。

○教育長（阿部謙一） お答えを申し上げる前に、2つ確認をさせていただきたいことがあります。中学校を卒業し、高等学校を受験する際に、その生徒が、例えば実力テストで何点ぐらい取れる、だからこの学校、そういった意味で振り分けというお言葉が使われたと思うのですけれども、そうした指導は現在全くなされておられませんので、そこはご理解を賜りたいと思います。

そして、我々義務教育の教員の力不足により、子供たちが高等学校に入学した後に授業についていけない、そういう事例があるのかもしれない、常にそう案じておりますし、そうならないように考えております。しかし、仮にそうした状況であったとしても、現在少なくともむつ市内に存在する高等学校の先生方が、そうした子供たちがしっかり授業についてこられるように適切な指導をし、子供たちの傍らに寄り添って支援をしていただいていると認識しておりますので、この2点に関して、蛇足ですけども、補足させていただきます。

あとは、お答えを申し上げたいと思います。私どもは、青森県教育委員会から県の入試結果が公表されております。そうしたものに関して、当然

新聞発表等もありますので、承知をしております。そして、現在は各高等学校さんは、全て点数の開示等に答える義務を負っています。そして、多くの子供たちが開示を請求して、そして結果が何点であるか、それぞれの学校にはそうした蓄積があります。そうしたものと、我々がそれまで得ていた、例えばむつ市総合学力調査の結果であるとか、そうしたものをリンクさせながら、子供たちの定着度に関しては、可能な限り最大限理解できるように集約に努めております。その結果として、例えばどの教科が優れている、あるいは子供たちが苦慮している、あるいは先ほど議員もご指摘いただきましたように、低習熟のほうに多いとか少ないとか、そうしたこともしっかりと把握をした上で、子供たちの指導に当たりたいと考えております。

私ども、義務教育に携わる人間、そして現在の小・中学校の市内の先生方の思いも全く同じですが、高等学校に入ればいい、そのような指導の視点はありません。将来頑張っていける、そうした社会的自立の基礎を義務教育で身につけさせたい、学力に関しても同様であり、例えば高等学校に進学するのであれば、3年間しっかり自ら学び、成長し、卒業したときにはしっかり力を持って社会に、あるいは上級校に進んでいける。そのため指導を義務教育9年間でなさねばならないと考えております。現状それが完璧にできている状況ではなく、非常に心苦しいのですが、そうしたことがしっかりとできるように、これからも努めてまいりたいと考えております。

○議長（富岡幸夫） 14番。

○14番（中村正志） 一部私の言い方で誤解を与えていたところがあったことにつきましては、訂正をさせていただきたいと思っております。

先ほど来、学力ばかりに焦点を当ててお話を聞いているのですけれども、もう一つちょっと気に

なることがあります。先ほどもちょっと出ましたが、中学校では実力テストという形で、県下と同じ問題を、5教科のテストを行っていますが、市内の中学校間で平均で50点近くの差が出ているという結果が見られています。教育委員会では、このことは把握しておりますでしょうか。

○議長（富岡幸夫） 教育長。

○教育長（阿部謙一） 私どもが直接実力テストの結果等に関して把握すること、集約すること等に関してはいたしておりませんので、ご指摘の質問に関しては把握をしていないというお答えになります。しかしながら、私どもは小学校4年生から中学校3年生までむつ市総合学力調査、これには質問紙で子供たちの学習に対するモチベーション等も尋ねることになっておりまして、このように全ての児童・生徒の学力を掌握、そしてそれぞれの学校に応じた指導、例えばこの教科に重点を置いたほうがいい、あるいは基礎的な内容で若干苦しんでいる子供さんが多いので、そうしたことに時間を割いたほうがよかろう、そのような指導をしておりますので、今ご指摘いただいたものに関して、直接掌握することがかなわないとしても、特段大きな問題はなく指導できるものと考えております。

○議長（富岡幸夫） 14番。

○14番（中村正志） 教育委員会の立場は分かりました。ただ、50点というと、誤差の範囲と言って許容できる点差ではないのではないのかなというふうに感じています。すみません、変な聞き方ですけれども、もし教育長がこの学校の校長先生だとしたら、この現実を見たときにどう思って、どういうふうな行動を取られますか。

○議長（富岡幸夫） 教育長。

○教育長（阿部謙一） 仮にというようなご質問ですので、仮にそのような事実があったといたしまして、そして私が当該校の教職員であったとすれ

ば、やはり子供たちの将来を案じて、そして先ほど来申し上げているように、そして議員もご指摘いただきましたように、子供たちの定着度をしっかりと見直して、そして今現在ついていない力をしっかりと身につけさせて、考えることは覚えている知識をつなげることであると考えております。考える材料の知識がなければ、考えることも大変かなと思いますので、そうした子供たちの実態に合わせた指導をしっかりと行い、そして学年末にはしっかりとした力がつくように、そのようなカリキュラムを組み、子供たちを指導、支援するものと考えられると思います。

○議長（富岡幸夫） 14番。

○14番（中村正志） 仮定の話に答えていただきまして、ありがとうございます。時間ですので、全然聞けなかったのですが、統合校のほうで最後1つお聞きしたいと思うのですが、今実施設計が決まっている段階で、それを超えるような要望というのは、県として通るものなののでしょうか。ちょっとその辺り危惧をしております。側はもう決まっているわけです。その中で、意見書の提出は令和6年度末か令和7年度初めとのことではありますが、市長、それだと何か遅くないですか。

○議長（富岡幸夫） 市長。

○市長（山本知也） 統合校開始までのスケジュールでありますけれども、県教育委員会におきましては、令和9年度開校に向けまして、令和7年度の開設準備委員会の開設、令和8年度に設置される開設準備委員会において、教育課程の編成といったことを検討しているようでございますけれども、校舎の建築につきましては、今年度から令和6年度にかけて設計業務を行うということですので、当市といたしましても、当市で行っている検討委員会の中で、子供たちがやっぱり行きたいと思っていただけるような学校のデザインも含めて、また今後10年間で、中村議員おっしゃる

とおり、市内の子供たちの数が大分減りまして、なかなか競争する状況にならないような状況になれば、また下北地区だけではなく、青森県内の高校の定員ということまで踏まえて、また検討会が立ち上がって、どういった学校にすべきか、これからの下北に向けてどういった学校が必要なのかも含めて、当地域の皆様の声をいただいて、その声をしっかりと令和6年度までに、設計が完了するまでにお届けし、私たちの声を設計に反映していただくよう、今後も努めてまいります。

○議長（富岡幸夫） これで、中村正志議員の質問を終わります。

### ◎散会の宣告

○議長（富岡幸夫） 以上で本日の日程は全部終わりました。

なお、明12月12日は議案質疑、委員会付託、一部採決を行います。

本日はこれで散会いたします。

午後 3時24分 散会